

第5期 いわき市森林・林業・木材産業 振興プラン

(令和8年度～令和12年度)

林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理

令和8年2月
いわき市



は じ め に



いわき市は、面積の約7割を森林が占め、県内でも有数の森林資源を有しています。この豊かな森林資源は、古くから木材等の林産物の供給のみならず、水源涵養、山地災害防止などの多面的な機能を持ち、私たちの生活に様々な恩恵をもたらしてきました。

森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林の適切な整備及び保全が必要となりますが、森林所有者の経営意欲の低下や世代交代等により、所有者不明の森林が増え、森林整備が行き届かない荒廃森林の増加も懸念されています。

一方、戦後に植林された本市の人工林の多くは、本格的な利用期を迎えており、これらの森林資源を活用しながら「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用を進め、林業の収益性の向上や、担い手不足の解消などの課題に取り組む必要があります。

これらの課題に対し、国では、管理されていない森林の整備を進めるための「森林経営管理制度」や、木材利用の促進や普及啓発等に充てることができる「森林環境譲与税」を創設し、森林整備の推進や林業の成長産業化を進めているところです。

このような状況の中、本市では、令和4年度から第4期プランに基づき、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する施策や、林業・木材産業振興に係る各種施策を進めるとともに、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」に基づき、公共建築物等における木造・木質化、市産木材の利用促進を進めてきたところです。

また、令和8年3月から、市内に新設された大規模製材所が本格稼働することを契機に、市内の原木需要が大幅に高まるなど、本市林業を取り巻く状況は大きく変化することが見込まれています。

こうした背景を踏まえ、本市が目指すべき森林の姿と、林業及び木材産業の新たな指針として「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第5期）」を策定しました。

本プランは、『林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理』を基本目標に掲げ、2つの基本方針のもと、6つの基本施策を柱とし、その基本的な方向に合わせた25の個別施策をとりまとめました。

この個別施策の中で、特に重要で、早急に取り組む必要のある9つの重点施策に、「皆伐・再造林の推進」、「担い手の確保・育成」などを位置付け、市内の原木の安定的な供給量の確保を図ります。

また、基本目標の実現に向けて、市民の皆様や地域の皆様、森林・林業・木材産業等の皆様、関係機関・団体等の皆様と連携しながら一丸となって進めてまいりますので、なお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、御尽力いただきました、いわき市林業振興協議会の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました皆様に心から御礼を申し上げます。

令和8年2月

いわき市長 内 田 広 之

目 次

第1章 振興プランの基本的な考え方

第1節 振興プラン策定の趣旨	7
第2節 振興プランの計画期間	8
第3節 振興プランの策定方法	8
第4節 振興プランの位置付け	8

第2章 森林・林業・木材産業をめぐる現状

第1節 森林・林業・木材産業の役割	10
第2節 国の動向	11
第3節 県の動向	14
第4節 本市の現状	17
第5節 前期プラン（第4期）の総括	20
1 前期プランにおける目標指標の進捗状況	20
2 前期プランにおける重点施策の総括	22

第3章 本市森林・林業・木材産業の目指す姿とその実現のための施策

第1節 基本目標	25
第2節 施策の体系図（基本目標、基本方針、基本施策）	26
第3節 具体的な振興施策（個別施策・重点施策）	27
第4節 本市林業のサプライチェーンマネジメントから見えてきた課題と 主な施策の方向性	28
第5節 目標指標	29

第4章 施策の展開

第1節 基本方針1 林業・木材産業等の振興	30
【基本施策Ⅰ】地域林業の振興	
(1) 森林所有者・森林境界線の明確化	30
(2) 林道等の整備	31
(3) 簡易間伐作業道の開設支援	31
(4) 林業就業者の確保・育成	31
(5) 林業事業体の経営基盤強化	31
(6) 皆伐・再生林の推進	32
【基本施策Ⅱ】地域木材産業の振興	
(1) 公共建築物や中高層建築物等でのいわき市産木材の率先利用	32
(2) 木質資源の安定供給の推進	33
(3) 木材利用に向けた販路拡大の取組	33
(4) 未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進	34

【基本施策Ⅲ】 特用林産物の振興

- (1) きのこと類等の振興……………34
- (2) 野生きのこの等の安全性に係る広報……………35

第2節 **基本方針2** 自然・環境等との共生……………36

【基本施策Ⅰ】 持続可能な森林経営の推進

- (1) 未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進※再掲……………36
- (2) 森林管理によるカーボンニュートラルの貢献……………36
- (3) 森林経営管理制度の推進……………36
- (4) 森林認証制度の普及促進……………36

【基本施策Ⅱ】 森林の有する多面的機能の発揮

- (1) 多様な森林整備の推進……………37
- (2) 治山事業等の推進……………38
- (3) 森林病虫害等防除事業の推進……………38
- (4) 市有林の整備……………38
- (5) 適正な森林の管理……………38

【基本施策Ⅲ】 森林を育む心づくりの推進

- (1) 地域社会が一体となった森林づくりの推進……………39
- (2) 人とみどりがふれあえる憩いの場の提供……………39
- (3) 森林環境学習の推進……………39
- (4) 森林づくり意識醸成活動の推進……………40

第5章 振興プラン実現のために

第1節 振興プランの推進主体と役割……………41

第2節 振興プランの進行管理……………42

資 料 編

- 1 統計資料……………44
- 2 前期プランにおける取組（個別施策）……………46
- 3 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例……………48
- 4 いわき市産木材等の利用の促進に関する方針……………51
- 5 いわき市林業振興協議会関係資料……………57
- 6 市民意見募集（パブリックコメント）結果……………60
- 7 振興プラン策定の主な経過……………60
- 8 用語解説……………61

第1章 振興プランの基本的な考え方

第1節 振興プラン策定の趣旨

本市では、令和4年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン」（第4期）に基づき、「林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理」を施策のテーマに、森林・林業・木材産業の振興を図ってまいりました。

林業を取り巻く現状としては、新型コロナウイルスによる生産・物流の停滞、アメリカの新築需要の増加などの影響から、国際的に木材価格が一時的に高騰した、いわゆる「ウッドショック」が令和3年に発生し、国産材への転換や安定供給の必要性を改めて認識させる契機となりました。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の実現に向け、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用が進められています。

一方で、長期的な木材価格の低迷による経営意欲の低下、所有者の世代交代などを原因に、皆伐後の再造林等が進まず、適切な森林の管理が十分に行われないことによる水源涵養機能、土砂流出の抑制、土砂崩壊の防止など、森林の有する多面的機能の低下も懸念されています。また、近年は気候変動に伴い、短時間の集中豪雨による河川の氾濫被害の拡大など自然災害が激甚化しており、流域治水の観点からも森林整備が求められています。

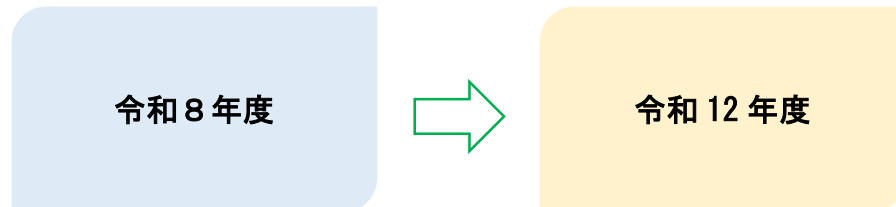
このような中、国では、平成31年度に森林整備の費用を賄うための財源として、「森林環境譲与税」を創設しました。また、令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するための5つの柱の施策の取組を樹立し、各種施策を推進しています。

県においては、令和4年度を初年度とする「福島県農林水産業振興計画」を策定し、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めているほか、平成18年度から導入した福島県森林環境税を財源とした様々な取組を実施しています。また、新たに策定された国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に即して、平成23年7月に策定した「ふくしま県産材利用推進方針」を令和4年4月18日に改正しました。

こうした国や県の動向を踏まえ、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、令和3年4月1日から「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」を施行するとともに、本市の森づくりに関わる様々な取組を効果的に運用し、川上から川下までの関係者・関係機関が一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進するために、今後実施すべき取組の基本方針や具体的な取組内容等を定めた「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第5期）」を策定するものです。

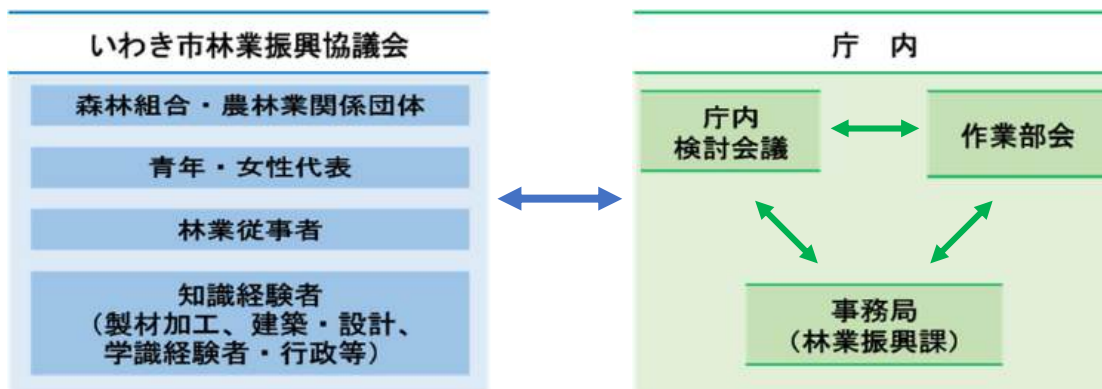
第2節 振興プランの計画期間

本プランの計画期間は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5カ年の計画となります。また、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢等、大きな変化があった場合は、計画見直しを図るなど、適切な進行管理を行うこととします。



第3節 振興プランの策定方法

この振興プランの策定にあたっては、前期振興プランの進捗状況や目標達成状況、市民の意識及び社会情勢の変化などの背景を踏まえ、森林・林業・木材産業に関わる各種団体、関係行政機関等で構成する「いわき市林業振興協議会」及び庁内関係課で構成する「いわき市森林・林業・木材産業振興プラン庁内検討会議」のもと、協議検討を行い、その成果の反映を図りました。



第4節 振興プランの位置付け

本プランは、「いわき市まちづくりの基本方針～まちづくりの理念と経営指針～」の理念に基づき、森林・林業・木材産業の振興に関する実施計画の策定や事業の実施にあたっての基本的な指針となるもので、国や県の計画等との整合性を図りながら、施策を総合的に展開していくための計画として位置付けています。

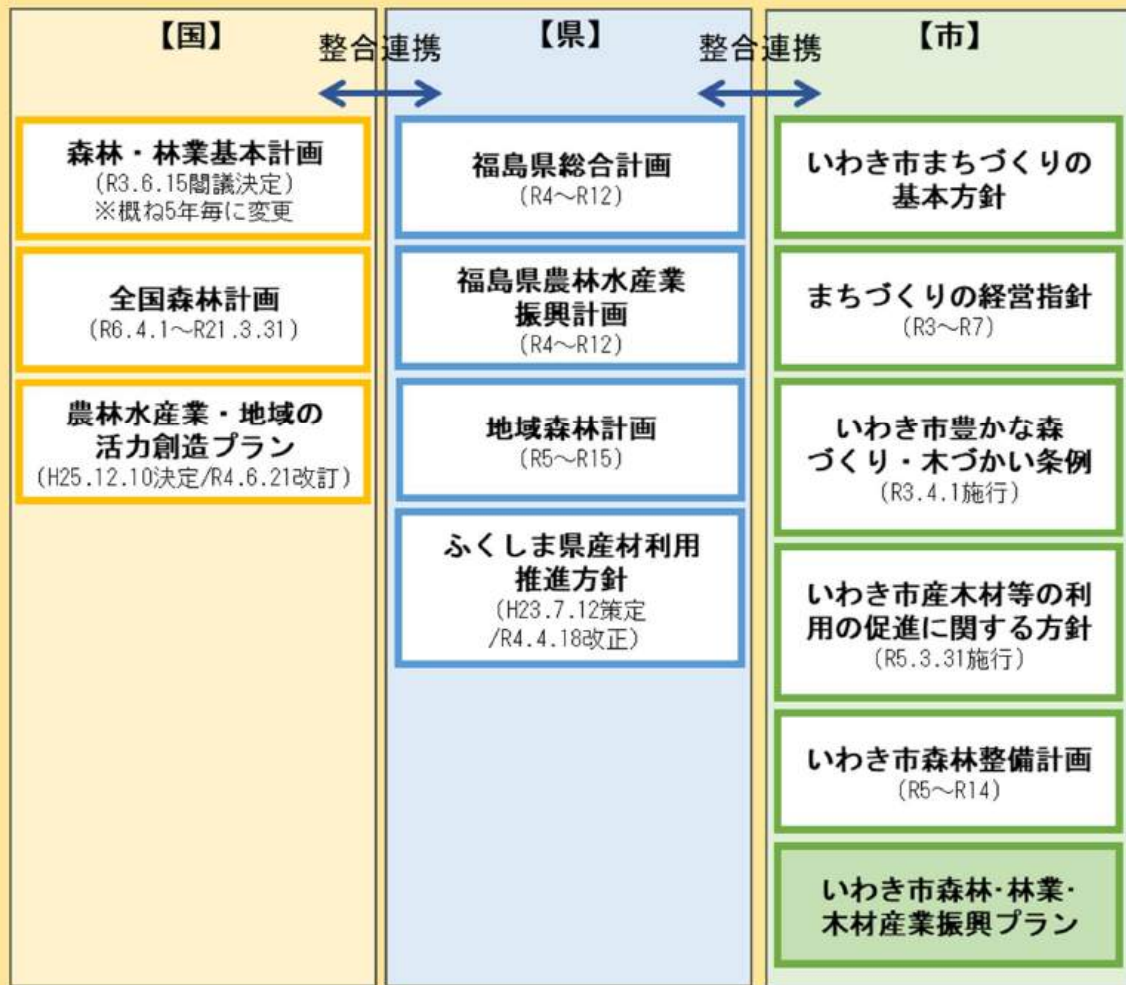
関連計画等の相関図

森林法 (S26.6.26公布)

森林・林業基本法 (S39.7.9公布)

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における
木材の利用の促進に関する法律
(H22.10.1施行/R3.10.1改正)

森林経営管理法 (H31.4.1施行/R8.4.1改正予定)



第2章 森林・林業・木材産業をめぐる現状

第1節 森林・林業・木材産業の役割

1 森林の果たす役割

森林の有する多面的機能による様々な働きを通じて、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与しています。

〈森林の多面的機能〉

(1) 水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させます。雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されます。

(2) 山地災害防止機能／土壌保全機能

樹木の樹冠や下草、落葉等が土壌を雨滴から保護することで侵食を防ぎ、樹木の根が土砂や岩石を固定することで土砂の流出や崩壊を防ぎます。

(3) 地球環境保全機能

樹木が大気中の二酸化炭素を吸収し、立木や木材として固定するとともに、化石燃料の代替として、バイオマス燃料による地球温暖化防止に貢献します。

(4) 生物多様性保全機能

希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供します。

(5) 快適環境形成機能

森林は蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着などに貢献します。

(6) 保健・レクリエーション機能

安らぎや癒し、行楽、スポーツの場を提供します。

(7) 文化機能

文化的価値のある景観等を構成し、文化財等に必要な用材等を供給します。

(8) 木材等生産機能

木材やきのこ等の林産物を産出・供給します。

2 林業の果たす役割

林業は、森林の有する多面的機能を将来にわたって発揮させていくため、適切な森林の経営管理を実施し、豊かな森林資源を「伐って、使って、植えて、育てる」という形で循環利用する役割を担っています。

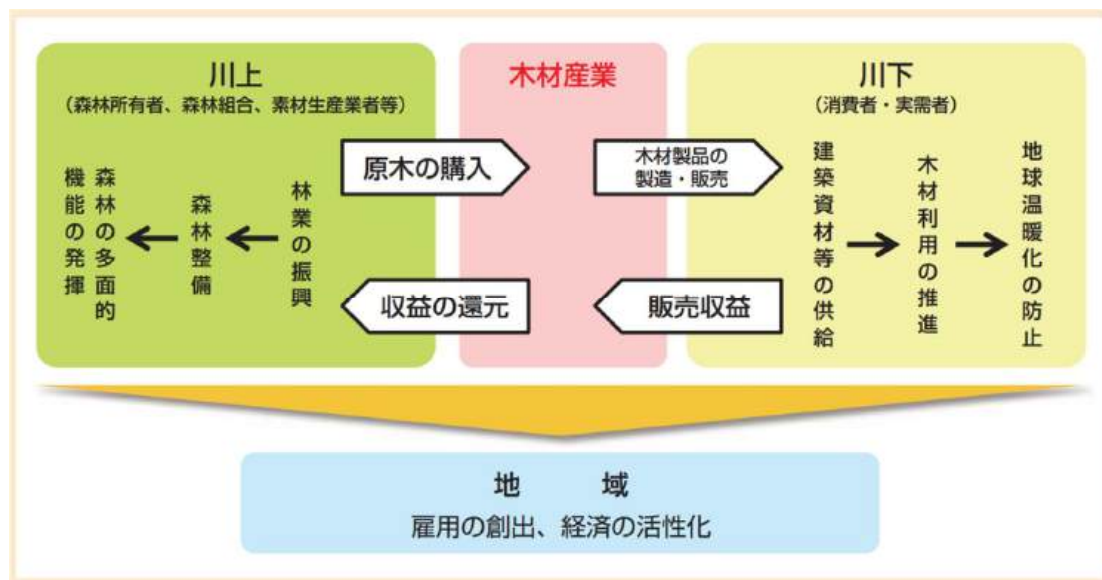
3 木材産業の果たす役割

木材産業は、原木を加工して木材製品を製造・販売するという事業活動を行っており、こうした活動を通じて森林資源の循環利用も担っています。

このような木材産業の役割と、木材製品の販売先である工務店等の消費者・実需

者（川下）、原木の購入先である森林所有者、森林組合、林業関係者等（川上）、更にその立地している地域社会との関係については、下図のとおりです。

◆ 木材産業の役割（イメージ）



出典：「平成26年度森林・林業白書」（林野庁）

第2節 国の動向

1 森林・林業基本計画

全国の森林面積は、約2,502万ha（人工林：約1,009万ha、天然林等：約1,355万ha、無立木地：約120万ha、竹林：約18万ha）であり、国土面積の約67%を占めています。（令和4年3月31日現在）

森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」であります。

国では、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、「森林・林業基本法」に基づき、我が国の森林・林業施策の基本的な方針等を定める「森林・林業基本計画」を令和3年6月に閣議決定しました。

新たな森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現に向けて取り組んでいます。

なお、同計画は、森林・林業をめぐる情勢の変化及び施策の効果の全般にわたる評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとされています。

《森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向》

- (1) 森林資源の適正な管理及び利用
- (2) 「新しい林業」に向けた取組の展開
- (3) 木材産業の競争力の強化
- (4) 都市等における「第2の森林」づくり
- (5) 新たな山村価値の創造

《森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策》

- 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策
- 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策
- 林産物の供給及び利用の確保に関する施策
- 国有林野の管理及び経営に関する施策
- その他横断的に推進すべき施策
- 団体に関する施策

2 農林水産業・地域の活力創造プラン

国では、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討し、平成25年12月にとりまとめた「農林水産業・地域の活力創造プラン」を令和4年6月21日に改訂し、施策を展開しています。

同プランの中では、人工林が本格的な利用期を迎える中で、豊富な森林資源を循環利用することが重要であり、新たな木材需要の創出、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築により、林業の成長産業化を実現することなどを示しています。

そのうえで「林業の成長産業化と森林資源の適切な管理」の両立を図るため、次の措置を講じています。

- 市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築します。また、生産性の高い森林を中心として、路網整備等の重点化を図ります。
- 川上から川下の連携を図りつつ、コスト削減を進め、マーケットインの発想で高付加価値な木材を供給する体制を実現します。また、改正木材利用促進法（令和3年10月施行）を踏まえ、公共建築物や中大規模建築物等の木造化・木質化などによる都市等における木材利用の一層の促進や新たな木材需要の創出を図るとともに、エリートツリー等の新たな技術を活用しつつ再造林を進めるための改正間伐等特措法（令和3年4月施行）の活用等により、我が国の人工林の若返りを図ります。あわせて、ICT等を活用したスマート林業を含め、林業の特性を踏まえた新技術を活用した「林業イノベーション」を推進するとともに、地域一体でデジタル技術を活用する「デジタル林業戦略拠点」の創出

にも取り組みます。

- このような取組により、多面的機能の維持・向上を図り、美しく伝統ある山村を次世代に継承します。これらを通じて、森林・林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現します。

《展開する施策》

- (1) 新たな森林管理システムの構築と建築用木材の供給力強化等
- (2) C L T等の製品・技術の開発・普及のスピードアップ
- (3) 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出
- (4) 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上

3 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

国内の森林は、戦後、高度経済成長期にかけて植栽された人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎え、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林を循環的に利用していく新たな時代に突入しました。

このような中、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図っていくことを目指し、平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施行され、市町村が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度が導入されました。

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度です。

また、平成31年3月には「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林整備等の新たな財源として、同年（令和元年）より市町村と都道府県に対する森林環境譲与税が譲与されています。

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度を推進することで、これまで以上に森林の整備等が進展することが期待されています。

4 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法）

平成22年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定以降、国では、同法に基づき、基本方針を策定し、公共建築物における木材の利用に取り組んできました。公共建築物の床面積ベースの木造率は、法制定時の8.3%から令和元年度には13.8%に上昇しています。

一方で、民間建築物については、木造率の高い低層の住宅以外にも木材の利用の動きが広がりつつあるものの、非住宅分野や中高層建築物の木造率は低位にとどまっています。

こうした背景から、建築物における木材利用をより一層進めるため、国は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」を令和3年10月1日に施行しました。これにより、法律名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大しました。木材利用促進本部の下、政府一体となり、地方公共団体や関係団体等と連携し「ウッド・チェンジ」を合言葉に建築物における更なる木材利用の促進に取り組んでいます。

第3節 県の動向

1 福島県農林水産業振興計画

福島県では、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画として、また、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示す「福島県農林水産業振興計画」を令和3年12月24日に策定しました。この計画は、令和4年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする9カ年の計画とされています。

《施策の展開方向》

- (1) 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化
- (2) 多様な担い手の確保・育成
- (3) 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
- (4) 需要を創出する流通・販売戦略の実践
- (5) 戦略的な生産活動の展開
- (6) 活力と魅力ある農山漁村の創生

2 福島イノベーション・コースト構想

国が平成26年6月23日にとりまとめた「イノベーション・コースト構想研究会報告書」の主要プロジェクトの1つに「農林水産分野における新産業創出」が掲げられたことを受け、県では、「農林水産分野イノベーション・プロジェクト」を進めています。

このプロジェクトでは、先端技術等を取り入れ日本の農林水産業のフロンティアを目指し、先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践することで、農林水産業の振興・再生を図っていくものとして、農林水産分野における8つのプロジェクトを設定しています。林業分野については、「県産材の新たな需要創出プロジェクト」を位置付けています。

また、県が作成し、令和2年5月1日に内閣総理大臣が変更認定した「重点推進計画」においては、農林水産業が重点分野に位置づけられ、林業分野の取組とし、「林業の再生と県産材の新たな需要創出」が設定されています。

《農林水産分野イノベーション・プロジェクトの内容》

- 林業用ロボットの開発、導入
- C L T等の新技術の導入
- 木質バイオマス利用施設の導入

《重点推進計画【林業の再生と県産材の新たな需要創出】の内容》

- 森林・林業の再生に向けて、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策の推進
- 木材の新たな利用技術の開発や木質バイオマス等の木材需要の拡大、公共建築物等への県産材利用の促進
- 持続可能な森林経営を実現するための林内の路網整備、集成材製造施設等の木材加工流通施設の整備、現場ニーズを踏まえた林業用ロボットの開発、導入等による林業機械の更なる高性能化、I C Tを活用した生産体制の構築等の取組の推進
- G空間情報を活用した森林管理技術の開発・実証及び高精度な森林情報に基づく資源管理の推進、継続的なモニタリング、ほだ木等原木材の再生に取り組むとともに、原木やおが粉等の生産資材の調達支援、きのこのオリジナル品種の普及に取り組むことによる特用林産物の生産回復、林業への就業希望者を確保・育成する体制を整備し、地域の森林経営を担う人材の育成・確保

3 ふくしま森林（もり）づくり県民税

（令和8年4月1日から名称変更。旧名称は「福島県森林環境税」）

福島県では、豊かな森林を県民共有の財産として保全し、健全な状態で次世代に引き継ぐため、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」が必要であると考えています。そこで、従来からの森林、林業、木材産業振興施策に加え、平成18年度から福島県森林環境税を導入しており、森林環境税条例に基づき2つの基本目標である「森林環境の保全」及び「森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」に係る6つの主要施策分野に要する経費の財源を確保し、取組を実施しています。

(1) 森林環境の適正な保全

間伐などの森林整備を行い、森林の有する多面的機能の十分な発揮を図ります。

(2) 森林資源活用による持続可能な社会づくり

木材などの森林資源の適正な循環利用と積極的な利活用に取り組み、林業の成長産業化を図ります。

(3) 市町村が行う森林づくり等の推進（森林環境交付金事業）

市町村の創意工夫による独自の取組を支援（森林環境交付金事業）し、県民一人一人が参画する森林づくりを進めます。

(4) 県民参画の推進

森林への理解を深め、ふれあうことができる取組を行い、「みんなで未来へつなぐ希望の森林（もり）づくり」を目指します。

(5) ふくしまの森林文化の継承

森林の恵みを有効に活用する技術や知恵、風習などの森林文化を、次世代に引き継いでいく取組を進めます。

(6) 森林環境基金の運営

森林環境基金制度への理解の促進と、事業の適正な運営を行うため、第三者機関である「森林の未来を考える懇談会」を開催します。

4 ふくしま県産材利用推進方針

平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和3年10月1日に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正されたことに伴い、新たに策定された国の基本方針に即して、平成23年7月に策定した「ふくしま県産材利用推進方針」を令和4年4月18日に改正しました。

近年は、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化などが容易になるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきています。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全般における県産材を始めとする木材の利用を推進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化を図っています。

県内市町村においても、市町村区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を改正し、木材の利用推進を図っています。

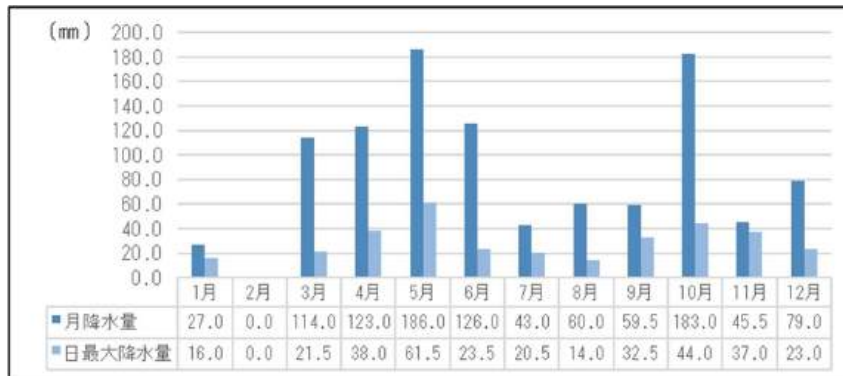
第4節 本市の現状

1 自然条件

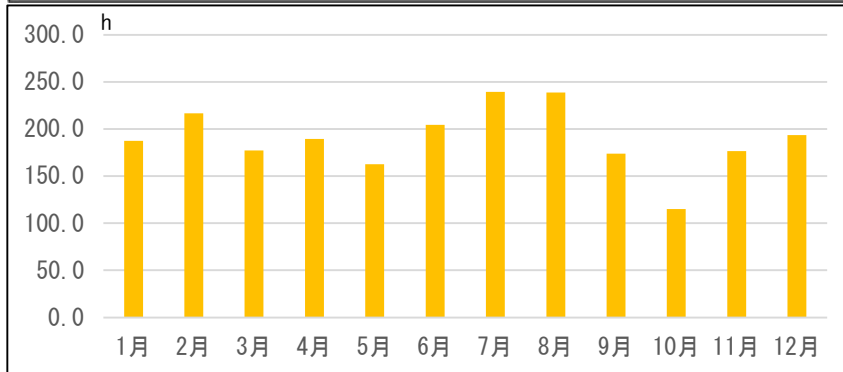
本市は、福島県及び東北地方の東南端に位置し、東は太平洋に面しており、総面積が1,232.51km²（令和7年4月1日現在）で、全国でも有数の広大な市域を有しています。その地形は、西方の阿武隈高地（標高500～700m）から東方へ緩やかに低くなり、平坦地を形成し、夏井川や鮫川を中心とした河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

また、太平洋に面する海岸線は、南北約60kmに及び、交互に展開する砂浜と海食崖が織りなす地形が、漁港、国際貿易港、海水浴場、景勝地を、それぞれ形成しています。

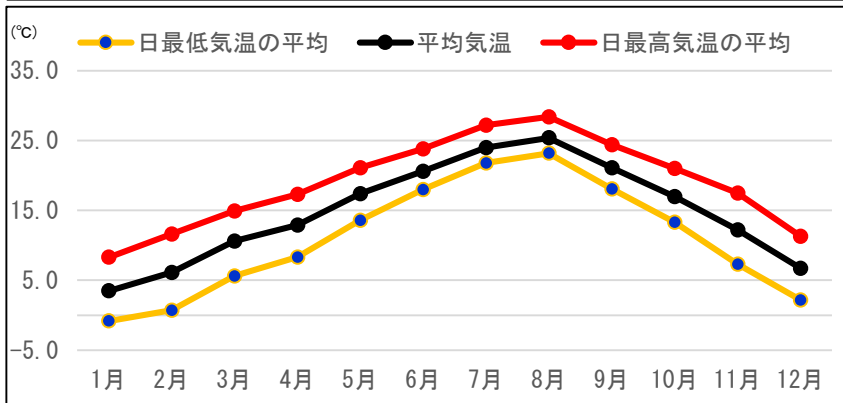
さらに、気候は、太平洋に面しているため寒暖の差が比較的少なく、日照時間も長く、降雪が少ない恵まれた地域となっています。



いわき（小名浜）
令和7年（月ごとの値）
降水量



いわき（小名浜）
令和7年（月ごとの値）
日照時間



いわき（小名浜）
令和7年（月ごとの値）
気温

2 地理的条件

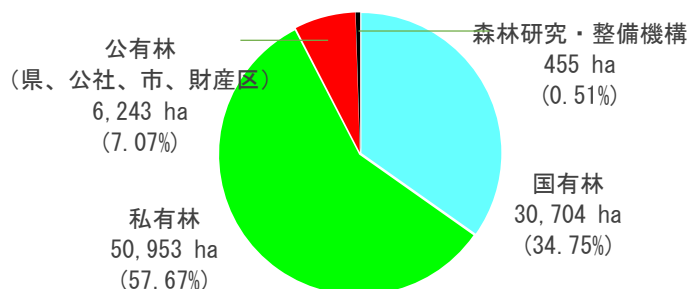
本市は、東北圏と首都圏を結ぶ常磐自動車道、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道及び重要港湾小名浜港によって国内外との効率的な物流ネットワーク網が形成されています。

3 森林資源

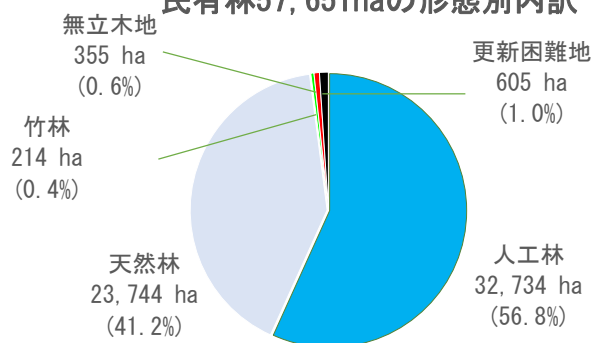
本市の森林は、国有林及び民有林面積が88,355haで、市の面積123,251haの約71.68%を占めており、古くから林業が盛んな地域となっています。そのため、民有林における人工林も多く、民有林面積の約56.8%を占めています。

また、民有林における樹種比率は、スギが約39.16%、ヒノキ・サワラ・ヒバが約4.84%、アカマツ・クロマツが約18.08%、その他針葉樹が約0.23%、クヌギが約1.19%、その他広葉樹が約36.50%となっています。

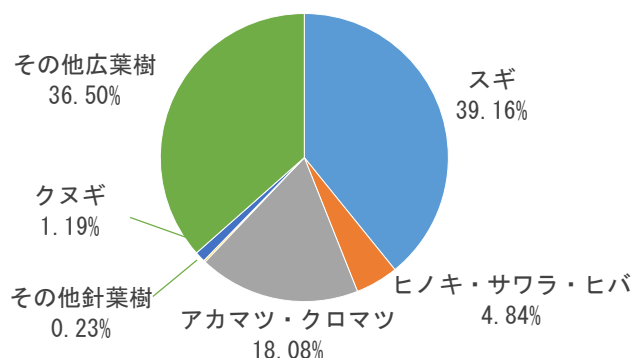
森林面積88,355haの所有者別内訳



民有林57,651haの形態別内訳



民有林における樹種の状況 (面積割合) (%)



(出典：令和6年福島県森林・林業統計書
(令和5年度))

※面積については各項目で四捨五入したため、
総数と必ずしも一致していません。

4 林業就業者の推移

林業就業者数は、平成2年度から令和2年度の30年間で約35.06%減少しています。平成12年度から平成22年度までの10年間は増加傾向にありましたが、平成22年度から令和2年度のあいだに、林業就業者の数は緩やかな減少傾向で推移しており、平成27年度と比較すると約15%の減少がみられました。

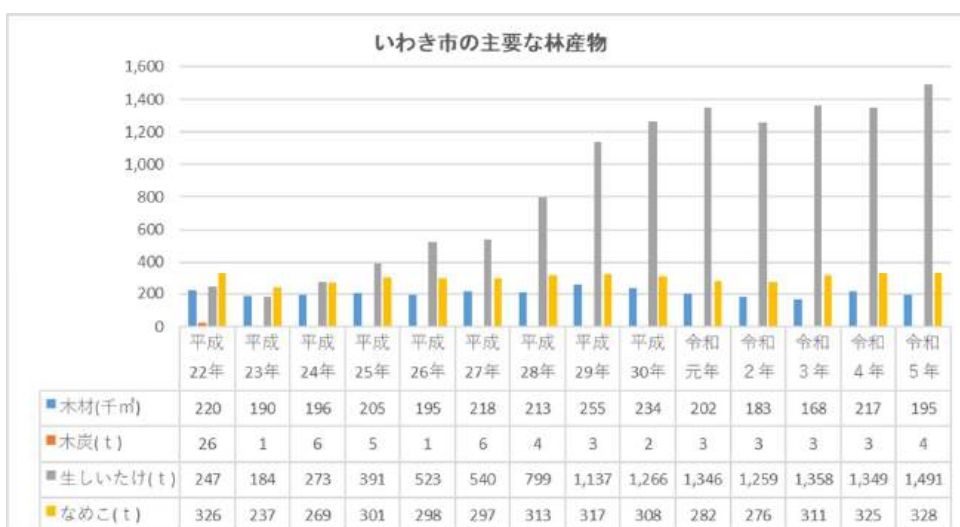


出典：令和2年国勢調査就業状態等基本集計

5 いわき市の主要な林産物

本市の主要な林産物の内、きのこ類の生産については、平成23年の東日本大震災の影響により減少しましたが、それ以降は回復しています。

また、生しいたけの生産は、平成30年度以降、大規模生産施設の稼働により、生産量が増加しております。



出典：令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）

：2023（令和5）年木材需給と木材工業の現況

第5節 前期プラン（第4期）の総括

1 前期プランにおける目標指標の進捗状況

前期プランにおける31項目の個別施策のうち、目標指標を設定した21件の達成状況は以下のとおりです。

なお、対象となる目標指標は、21件のうち、統計書等により現時点で確認できない5件を除く16件を対象とします。

No.	目標指標	主な個別施策	区分	達成率の算出式	R2 (基準年次)	R6	R7 (達成年次)
1	森林境界の明確化実施面積 (累計)	森林所有者・森林境界線の特定	目標値(A)	市整備計画実施面積(B) ／目標面積(A) × 100	-	900.00ha	1,050.00ha
			実績値(B)		300.00ha	900.00ha	
			達成率		-	100.00%	
2	本市の林道舗装率	林道等の整備	目標値(A)	林道舗装率(B) ／目標林道舗装率(A) × 100	-	35.87%	36.03%
			実績値(B)		35.23%	36.03%	
			達成率		-	100.44%	
3	簡易間伐作業道の延長 (累計)	簡易間伐作業道の開設支援	目標値(A)	市整備計画実施距離(B) ／目標距離(A) × 100	-	198,990.00m	208,990.00m
			実績値(B)		158,990.00m	198,990.00m	
			達成率		-	100.00%	
4	本市の高性能林業機械の保有数	林業事業体の経営基盤強化	目標値(A)	保有総数(B) ／目標保有総数(A) × 100	-	52台	54台
			実績値(B)		44台	-	
			達成率		-	-	
5	本市の木材(素材)の供給量	素材の安定供給体制の充実	目標値(A)	市内木材供給量(B) ／目標市内木材供給量(A) × 100	-	362千m ³ /年	367千m ³ /年
			実績値(B)		333千m ³ /年	-	
			達成率		-	-	
6	林業就業者数	林業就業者の確保・育成	目標値(A)	市内林業就業者数(B) ／目標市内林業就業者数(A) × 100	-	335人	338人
			実績値(B)		332人	276人	
			達成率		-	82.39%	
7	森林林業に係る講習会の実施回数	林業就業者の確保・育成	目標値(A)	実施回数(B) ／目標実施回数(A) × 100	-	10回	10回
			実績値(B)		8回	11回	
			達成率		-	110.00%	
8	本市の木材(素材)の需要量	木質資源の安定供給の推進	目標値(A)	市内木材需要量(B) ／目標需要量(A) × 100	-	305千m ³ /年	310千m ³ /年
			実績値(B)		308千m ³ /年	-	
			達成率		-	-	
9	本市の木材(素材)の供給量のうち 市産木材の取扱割合	木質資源の安定供給の推進	目標値(A)	市産木材の取扱割合(B) ／目標市産木材取扱割合(A) × 100	-	60.00%	60.00%
			実績値(B)		54.95%	-	
			達成率		-	-	
10	市内公共施設への間伐材利用量	木材利用の推進	目標値(A)	間伐材利活用(B) ／目標利活用(A) × 100	-	10.00m ³ /年	10.00m ³ /年
			実績値(B)		5.21m ³ /年	4.73m ³ /年	
			達成率		-	47.30%	
11	本市の生しいたけ生産量	きのこ類等の振興	目標値(A)	生産量(B) ／目標生産量(A) × 100	-	1,346t/年	1,346t/年
			実績値(B)		1,259t/年	-	
			達成率		-	-	
12	本市の公共施設における 木質ペレット使用量	木質バイオマスの安定供給と利用推進	目標値(A)	ペレット燃料使用量(B) ／目標燃料使用量(A) × 100	-	188t/年	188t/年
			実績値(B)		151t/年	56t/年	
			達成率		-	29.79%	
13	本市の公共施設における 木質ペレットストーブ設置数 (累計)	木質バイオマスの安定供給と利用推進	目標値(A)	設置総数(B) ／目標設置総数(A) × 100	-	55台	56台
			実績値(B)		50台	42台	
			達成率		-	76.36%	
14	いわき森林再生事業整備面積 (累計)	放射性物質に汚染された森林の再生	目標値(A)	市整備計画実施総面積(B) ／目標総面積(A) × 100	-	748.66ha	798.66ha
			実績値(B)		528.66ha	661.91ha	
			達成率		-	88.41%	
15	造林事業実施面積 (累計)	多様な森林整備の推進	目標値(A)	市整備計画実施総面積(B) ／目標総面積(A) × 100	-	17,693.70ha	17,960.70ha
			実績値(B)		16,625.70ha	17,555.13ha	
			達成率		-	99.22%	

16	間伐実施面積 (累計)	治山事業等の推進	目標値(A)	市整備計画実施総面積(B) ／目標総面積(A)×100	-	4,897.63ha	5,093.63ha
			実績値(B)		4,113.63ha	4,605.23ha	
			達成率		-	94.03%	
17	松くい虫被害量	森林病虫害等防除事業の 推進	目標値(A)	市内民有林想定被害量(A) ／市内民有林被害量(B) ×100	-	6,804千m³/年	6,695千m³/年
			実績値(B)		7,240千m³/年	5,747千m³/年	
			達成率		-	118.39%	
18	生活環境保全林内における 森林整備面積 (累計)	人とみどりがふれあえる 憩いの場の提供	目標値(A)	市整備計画実施面積(B) ／目標総面積(A) ×100	-	69.38ha	71.38ha
			実績値(B)		61.38ha	70.02ha	
			達成率		-	100.92%	
19	森林ボランティア参加人数	地域社会が一体となった 森林づくりの推進	目標値(A)	ボランティア参加者数(B) ／目標ボランティア参加者 数(A)×100	-	627人/年	636人/年
			実績値(B)		591人/年	405人/年	
			達成率		-	64.59%	
20	いわき市植樹祭参加人数	森林(もり)づくり意識 醸成活動の推進	目標値(A)	参加者数(B) ／目標参加者数(A) ×100	-	286人/年	300人/年
			実績値(B)		146人/年	700人/年	
			達成率		-	244.76%	
21	小・中学校における 森林環境学習実施校数	森林環境学習の推進	目標値(A)	実施小・中学校数(B) ／目標実施校数(A) ×100	-	47校	50校
			実績値(B)		35校	43校	
			達成率		-	91.49%	

現時点で確認できない5件を除く16件のうち、

- 目標達成率80%以上： 12件(75%)
- 目標達成率80%未満： 4件(25%)

《前期の振り返りを踏まえての方向性》

目標達成率について、16件の目標指標のうち12件が達成率80%以上となっております、概ね目標を達成したものと考えています。

また、目標達成率80%未満については、「市内公共施設への間伐材利用量」「木質ペレット使用量」「本市の公共施設における木質ペレットストーブ設置数」「森林ボランティア参加人数」の4件です。

○ No.10「市内公共施設への間伐材利用量」は、第4期の個別施策「木材利用の推進」に替わり、第5期「木材利用に向けた販路拡大の取組【重点】」と「未利用資源の木質バイオマス等の有効活用の推進」に係る目標指標と捉えることとし、未達だった目標指標の達成を目指し、支援を図っていきます。

○ No.12「本市の公共施設における木質ペレット使用量」及びNo.13「本市の公共施設における木質ペレットストーブ設置数」は、第4期では「未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進」の目標指標としていました。初期事業として、本市の公共施設における木質ペレットストーブの導入等により、木質ペレットの使用は一定の効果が図られました。機械の故障や公共施設の統廃合に伴って、設置数は減少傾向にあるものの、当初の目標指標である設置数については、概ね確保出来たため、No.13「本市の公共施設における木質ペレットストーブ設置数」については、次期プランの指標に設定しないこととしています。

しかしながら、No.12「本市の公共施設における木質ペレット使用量」については、木質バイオマス等への有効活用の推進の観点から、第5期では、「市内における木質ペレットの使用量」に変更し、市内における木質ペレット使用量に係る目標指標として設定することとしています。

○ No. 19「森林ボランティア参加人数」は、第4期の個別施策「地域社会が一体となった森林づくりの推進」の目標指標としていました。第5期では、これに加え、「人とみどりがふれあえる憩いの場の提供」「森林づくり意識醸成活動の推進」にかかる目標指標とし、森林ボランティア活動を広く周知することで、森林づくりへの意識醸成等を図っていきます。

第5期プランでは、これまでの目標指標の達成状況を踏まえながら、達成率の向上又は目標指標の設定を行い、引き続き、支援していきます。

2 前期プランにおける重点施策の総括

(1) 森林所有者・森林境界線の特定

森林所有者や境界不明森林の明確化を図るため、森林所有者や境界の確認、測量を実施した事業者へ経費の一部を支援してきました。今後も森林整備や施業でボトルネックとなる森林所有権界を明確にし、森林整備や施業の促進を図ります。

第5期プランへの位置付け

基本方針1-I-(1)「森林所有者・森林境界線の明確化【重点施策】」として引き続き、支援していきます。

(2) 林道等の整備

林道や林業専用道の整備については、森林施業を効率的に進めるため、地区の要望等により舗装延長等を図ってきました。今後も車両の大型化への対応や交通の安全を確保するため支援していきます。

第5期プランへの位置付け

現行プランにおいて、個別施策に係る目標指標に対する達成状況は、達成率100%で推移しており、課題に対して概ね目標を達成していると考えています。そのため、次期プランでは、基本方針1-I-(2)「林道等の整備」として、個別施策には位置付けるものの、重点施策のスリム化を踏まえ【重点施策】には位置付けないこととします。

(3) 簡易間伐作業道の開設支援

間伐材利用促進事業を実施し、簡易間伐作業道開設に係る支援を行ってきました。間伐及び間伐材の搬出・利用促進や森林施業を効率的に行うためのインフラ整備として支援していきます。

第5期プランへの位置付け

「(2) 林道等の整備」と同様の理由から、基本方針1-I-(3)「簡易間伐作業道の開設支援」として個別施策には位置付けるものの【重点施策】には位置付けないこととします。

(4) 素材の安定供給体制の充実

素材の安定供給体制の充実を図るため、高性能林業機械等の整備を支援してきました。今後も森林施業の推進を担う林業機械等による素材の生産コストの低減と安定的な供給を図るため、引き続き支援していく必要があります。

第5期プランへの位置付け

基本方針1-I-(5)「林業事業体の経営基盤強化【重点施策】」に統合することとします。

これまでは高性能林業機械等の導入を促進し、素材の生産コストの低減と安定的な供給を図るため、購入費用の一部補助等を行っている内容であることから、基本方針1-I-(5)「林業事業体の経営基盤強化【重点施策】」に包含し、引き続き、支援していきます。

(5) 公共事業等でのいわき市産木材の率先利用

いわき市豊かな森づくり・木づかい条例の趣旨を踏まえ、公共建築物における更なる木造・木質化の推進や市産木材の利用促進に務めるとともに、森林の有する多面的機能に関して、市民の皆様の理解促進に繋がるイベントなどを実施してきました。今後も木材の率先利用に向けた事業展開等を図っていく必要があります。

第5期プランへの位置付け

基本方針1-II-(1)「公共建築物や中高層建築物等でのいわき市産木材の率先利用【重点施策】」に統合することとします。

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年10月1日施行）により、これまでの木材利用促進の対象を【公共建築物】から【建築物一般】に拡大されたことに伴い、基本方針1-II-(1)においても、対象を【公共建築物や中高層建築物等】と拡充した内容とし、引き続き、支援していきます。

(6) いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく協働の取組

市内の林業・木材産業における川上から川下に至る関係者や学識経験者等から構成する「いわき市林業振興協議会」を開催し、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく、市産木材の利用促進及び本市林業の活性化につながる施策の検討や関係者による情報・意見交換を実施してきました。今後も協働によるいわき市産木材の利用拡大に向けた事業展開等を図っていく必要があります。

第5期プランへの位置付け

基本方針1-II-(3)「木材利用に向けた販路拡大の取組【重点施策】」に統合することとします。

木づかい条例に基づくいわき市産木材の利用促進、情報発信や木材の価値構築を図るための具体的な取組を実施するため、第4期基本方針1-Ⅱ-(6)「木材利用の促進」の内容も包含し、重点施策として、引き続き、支援していきます。

(7) 放射性物質に汚染された森林の再生

市内においては、いわき森林再生事業により間伐等の森林施業と作業道整備を一体的に実施し、森林の多面的機能を維持しながら、放射性物質の拡散を防止し、森林の再生を図ってきました。当初計画していた施業面積については、ほぼ終了しており、今後は、地域からの要望や特用林産物の振興における課題等を踏まえ、個別に対応していきます。

第5期プランへの位置付け

「放射性物質に汚染された森林の再生」に関しては、【個別施策】及び【重点施策】には位置付けないこととします。

一方で、特用林産物に係る放射性物質の動態への対策としては、基本方針1-Ⅲ「特用林産物の振興」の取組のなかで対応していくこととします。

(8) いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく森林の循環利用の推進

いわき市豊かな森づくり・木づかい条例の趣旨を踏まえ、森林の有する多面的機能に関して、市民の皆様の理解促進に繋がるイベントなどを実施してきました。今後も森林の循環利用に向けた取組を推進していく必要があります。

第5期プランへの位置付け

第4期基本方針2-I「地球温暖化への対策」及び基本方針2-IV「SDGsへの貢献を統合することに伴い、基本方針2-I「持続可能な森林経営の推進」の内容に包含します。

(9) 森林経営管理制度の推進

現在、経営や管理が行われていない森林を対象に、本市が森林所有者の意向を確認していくところです。今後は、森林所有者から経営管理の申出があった場合は委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、林業経営に適さず再委託しない場合は本市が管理を実施し、森林の適切な管理を図っていく必要があります。

第5期プランへの位置付け

基本方針2-I-(3)「森林経営管理制度の推進【重点施策】」として、引き続き、支援していきます。

◎ 第4期における重点施策の総括を踏まえ、第5期プランの重点施策の位置付けについては、別紙資料を参照ください。

第3章 本市森林・林業・木材産業の目指す姿とその実現のための施策

第1節 基本目標

林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理

森林は、木材等の生産の場であるだけでなく、国土の保全や、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の多面的機能も有しています。そして将来にわたる多面的機能の持続的な発揮や、資源の循環利用のため、計画的な間伐や皆伐・再造林等を確実に実施することが重要となります。

一方で、林業の採算性の低下、所有者が不明な森林の顕在化及び林業就業人口の減少・高齢化などによる再造林等への意欲減退や手入れ不足の森林が増えているのが現状です。

国においては、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営体に再委託（経営管理実施権の設定）するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する「森林経営管理制度」により、「林業・木材産業の成長産業化」及び「森林資源の適切な管理」の実現に向けて取り組んでいるところです。

このような中、本市においては、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例（令和3年4月1日施行）」に基づき、いわき市産木材の利用を促進するため、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用の理念を浸透させ、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮を促進していく必要があります。

このことから、本プランの基本目標を掲げ、目標を実現するために各種取組を進めていきます。



第2節 施策の体系図（基本目標、基本方針、基本施策）

本プランでは、基本目標である「林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理」の達成に向け、2つの基本方針を念頭に、6つの基本施策を設定し、その基本的な方向に合わせた個別施策を展開していきます。

基本目標【Vision】

林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理



基本方針【Mission】

1 林業・木材産業等の振興

基本方針【Mission】

2 自然・環境との共生



基本施策【Value】

基本施策Ⅰ	地域林業の振興
基本施策Ⅱ	地域木材産業の振興
基本施策Ⅲ	特用林産物の振興

基本施策【Value】

基本施策Ⅰ	持続可能な森林経営の推進
基本施策Ⅱ	森林の有する多面的機能の発揮
基本施策Ⅲ	森林を育む心づくりの推進



個別施策

本市林業を取り巻く現状や課題等を踏まえた本プランにおける今後の具体的な振興施策

重点施策

本市が抱える森林・林業・木材産業における多くの課題のうち、特に重要で、早急に取り組む必要があると考える項目

第3節 具体的な振興施策（個別施策・重点施策）

個別施策

- ・ 現状や課題等を踏まえた本プランにおける今後の具体的な振興施策

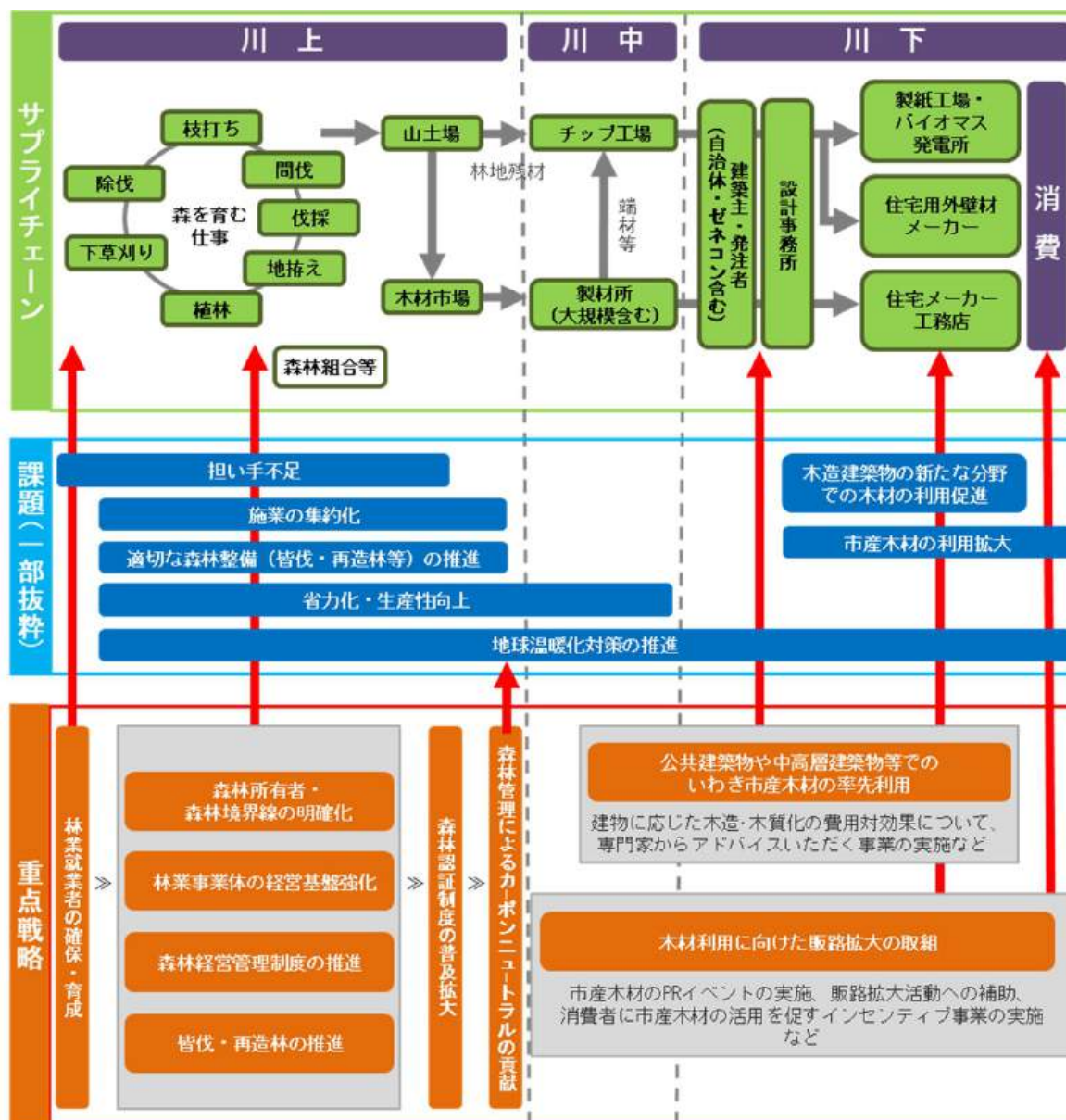
重点施策

- ・ 本市が抱える森林・林業・木材産業における多くの課題のうち、特に重要で、早急に取り組む必要があると考えるもの

基本目標	基本方針	基本施策	個別施策（重点施策）
林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理	1 林業・木材産業等の振興	Ⅰ 地域林業の振興	森林所有者・森林境界線の明確化（重点施策）
			林道等の整備
			簡易間伐作業道の開設支援
			林業就業者の確保・育成（重点施策）
			林業事業体の経営基盤強化（重点施策）
			皆伐・再造林の推進（重点施策）
		Ⅱ 地域木材産業の振興	公共建築物や中高層建築物等での いわき市産木材の率先利用（重点施策）
			木質資源の安定供給の推進
			木材利用に向けた販路拡大の取組（重点施策）
	2 自然・環境との共生	Ⅲ 特用林産物の振興	未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進
			きのこ類等の振興
			野生きのこの等の安全性に係る広報
		Ⅰ 持続可能な森林経営の推進	未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進※再掲
			森林管理によるカーボンニュートラルの貢献（重点施策）
			森林経営管理制度の推進（重点施策）
			森林認証制度の普及促進（重点施策）
		Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮	多様な森林整備の推進
			治山事業等の推進
			森林病虫害等防除事業の推進
			市有林の整備
	Ⅲ 森林を育む心づくりの推進		適正な森林の管理
			地域社会が一体となった森林づくりの推進
			人とみどりがふれあえる憩いの場の提供
			森林環境学習の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進

第4節 本市林業のサプライチェーンマネジメントから 見えてきた課題と主な施策の方向性

本プランの策定にあたり、本市林業のサプライチェーンの川上から川下における課題を可視化していきます。そして、これらの課題解決に向けた取組を本プランの重点施策に位置付け、川上から川下の関係団体などとこれらを共有し、官民一体となって本プランを効果的に推進していきます。



第5節 目標指標

本プランにおいては、森林・林業・木材産業の振興を効率的に推進するため、前期プランにおける評価の結果、森林・林業・木材産業をめぐる現状、サプライチェーンにおけるボトルネック等の内容を踏まえ、各施策に応じた目標指標（目標年次は、2030（令和12）年度）を設定します。

基本目標	基本方針	基本施策	目標指標			
林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理	1 林業・木材産業等の振興	Ⅰ 地域林業の振興	No.	目標指標	現状（6年度）	目標（12年度）
			1	森林境界の明確化実施面積※累計	900ha	1550.00ha
			2	本市の林道舗装率	36.03%	37.03%
			3	簡易間伐作業道の延長※累計	198,990m	258,990m
			4	本市の高性能林業機械の保有状況※累計	89台（予定値）	99台
			5	本市の木材（素材）の供給量	303千㎡※R5	353千㎡
			6	林業就業者数	276人	276人
			7	新規林業就業者数	10人	10人
			8	森林林業に係る講習会の実施回数	11回	11回
		Ⅱ 地域木材産業の振興	9	本市の木材(素材)の需要量	283千㎡※R5	333千㎡
			10	本市の木材(素材)の供給量のうち市産木材の取扱割合	64.35%※R5	69.35%
			11	市内公共施設等への間伐材等利用量	4.73㎡	8.30㎡
		Ⅲ 特用林産物の振興	12	本市の生しいたけ生産量	1,349t※R4	1,349t
	2 自然・環境との共生	Ⅰ 持続可能な森林経営の推進	13	市内における木質ペレット使用量	222t	272t
			14	市内公共施設等への間伐材等利用量※No.11の再掲	4.73㎡	8.30㎡
			15	森林経営管理権集積計画対象面積	1.82ha	20.00ha
		Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮	16	造林事業実施面積※累計	17,510.62ha	18,616.77ha
			17	間伐実施面積※累計	4,605.23ha	5,219.73ha
			18	松くい虫被害量	5,752千㎡	4,548千㎡
		Ⅲ 森林を育む心づくりの推進	19	生活環境保全林内における森林整備面積※累計	70.02ha	80.02ha
			20	森林ボランティア参加人数	405人	405人
			21	小・中学校における森林環境学習実施校数	43校	45校

第4章 施策の展開

第1節 【基本方針1】林業・木材産業等の振興

基本施策Ⅰ 地域林業の振興

【施策の方向性】

林業経営の生産性を向上させるためには、森林組合等の林業事業体が、複数の森林所有者の森林をとりまとめ、森林施業を一括して実施する施業集約化や低コストで効率的な作業システムを普及・定着させることが必要なことから、森林所有者・森林境界線の明確化を推進するとともに、林道や作業道の整備のほか、高性能林業機械等の導入による高い生産性の確保を目指します。

また、林業労働力の減少・高齢化等による皆伐・再造林などの人工林の更新が遅れていることから、計画的な森林整備を担う林業就業者の確保・育成、長期的な就業の定着を推進します。

【課題】

- ・ 一体的に森林施業を実施するための「施業の集約化」
- ・ 適切な森林整備（皆伐・再造林等）の推進
- ・ 森林整備を担う林業の担い手不足
- ・ 素材の生産・搬出作業の省力化及び生産性向上による経営基盤強化

【施策の展開（個別施策）】

(1) 森林所有者・森林境界線の明確化 **重点**

- ・ 森林所有者や境界の確認、測量を実施した事業者へ経費の一部を支援し、所有者・境界不明森林の解消を図るほか、森林経営計画を策定することにより、施業集約化及び適切な森林整備を推進します。



(2) 林道等の整備

- ・ 森林施業の効率的な実施のため、林道等を開設するとともに、車両の大型化への対応や交通の安全を確保するため、既設林道等においては、舗装や改良を促進します。



(3) 簡易間伐作業道の開設支援

- ・ 間伐の実施に伴い、簡易間伐作業道を開設する森林所有者等に対し、経費の一部を支援することで間伐及び間伐材の搬出・利用を促進します。



(4) 林業就業者の確保・育成 **重点**

- ・ 国の「森林・林業担い手育成対策」を活用し、新規就業者の確保及び高度技術者の育成を図ります。
- ・ 県が最新の林業機械や訓練装置等を導入し、1年間の研修期間で林業に関する幅広い知識と、技術の習得、さらには森林施業に必要な各種資格の取得など実践力を有する林業就業者を育成することを目的に令和4年度に開講した「林業アカデミーふくしま」の研修修了者を中心に、林業就業者の担い手の確保及び育成に努めます。
- ・ 森林管理署、県、林業労働力確保支援センター、いわき市森林組合、磐城流域いわき地区林業活性化センター、林業団体等と連携し、スマート林業や最新の林業機械等の活用、林業知識、安全対策、チェーンソー等に関する研修・講習を実施し、林業就業者の育成に努めます。
- ・ 林業就業者の長期的な林業への就業及び定着率向上を推進するための就業者支援を図ります。



(5) 林業事業体の経営基盤強化 **重点**

- ・ 高性能林業機械やスマート林業の導入を促進することで、素材の生産コストの低減と安定的な供給を図ります。
- ・ 雇用管理の改善や事業の合理化を図るため、県及び林業労働力確保支援センターと連携しながら、林業事業体改善計画の樹立を支援します。



(6) 皆伐・再造林の推進 **重点**

- ・ 木材価格の低迷、造林費用や造林に伴う下刈りの負担及び林業就業者の減少等により、森林所有者の経営意欲が減退し、皆伐後の再造林が進んでいない状況です。そこで、川上の林業経営体による利用・再造林を推進するための支援を図ります。

基本施策Ⅱ 地域木材産業の振興

【施策の方向性】

市産木材等の安定供給の強化と需要拡大を図るため、地域の木材生産者、製材工場、工務店等の連携を図りながら、市内の建築物における木材の利用促進のほか、市及び民間事業者等が整備する公共建築物や中高層建築物等における市産木材の率先利用を図ります。

また、市産木材の新たな販路拡大に向けたPRイベント活動や、補助制度による支援、間伐材等の未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進に向けて取り組みます。

【課 題】

- ・ 木造建築物の新たな分野での木材の利用促進
- ・ 市産木材の利用拡大
- ・ 未利用資源（間伐材等）の有効利用

【施策の展開（個別施策）】

(1) 公共建築物や中高層建築物等でのいわき市産木材の率先利用 **重点**

- ・ 市産木材等の利用促進を図るため、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」や「いわき市産木材等の利用の促進に関する方針」に基づき、市及び民間事業者等が整備する、公共建築物や中高層建築物等の木造化及び木質化を推進します。

なお、公共建築物については、公共建築物木造・木質化専門アドバイザー事業により、木造・木質化の推進に加え、市産木材の率先利用を推進します。

- ・ 市産木材等の新たな需要拡大を図るため、耐震性能や防火・耐火性能等の技術革新により、木材利用の可能性が広がったことから、木造建築物の設計及び施工における先進的な技術の普及を促進します。



内郷保育所・いわき市内郷子育て支援センター

(2) 木質資源の安定供給の推進

- ・ 需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制構築に資する加工・流通施設の整備を支援していきます。
また、磐城流域いわき地区林業活性化センターと連携しながら、土場や出荷搬入等の情報を共有することにより、流通コストの低減を推進するための支援を図ります。

(3) 木材利用に向けた販路拡大の取組 重点

- ・ 市産木材の需要及び販路拡大を図るため、市産木材の利用推進や市内外での認知度向上に係る広報活動などに取り組み、いわき市産木材の販路拡大を推進します。
さらに、新製品・新技術の開発や普及などの取組を行う事業者への支援を図ります。



(4) 未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進

- ・ 林地残材の収集費用やチップ工場等への運搬費用を支援することで、木質ペレットやチップなどの、木質バイオマス等への未利用資源の有効活用の推進を図ります。



基本施策Ⅲ 特用林産物の振興

【施策の方向性】

本市におけるきのこ類や木炭等の特用林産物の振興に向けて、きのこ類を中心とする生産量の増加に向けた生産施設等の整備を推進します。また、特用林産物の消費拡大に向けた特用林産物の認知度向上を図るため、市のホームページへの掲載や様々なイベントでのPRのほか、野生きのこ等の出荷制限に係る広報・周知等の情報発信にも取り組みます。

さらに、放射性物質の影響で生産量が大幅に減少した、しいたけ原木となる広葉樹の伐採・更新に向けた再生事業の促進に取り組みます。

【課 題】

- ・ きのこ類を中心とした特用林産物の生産振興
- ・ しいたけ原木林の再生対策

【施策の展開（個別施策）】

(1) きのこ類等の振興

- ・ 安全なきのこ類の消費拡大を図るとともに、国・県と連携しながら、特用林産物を生産する事業者等に対して、特用林産物生産施設の整備等の支援を図ります。
- ・ 県や関係団体と連携しながら、原発事故による放射性汚染に対応し、きのこ

生産者が安心して安全なきのこを生産・販売するため、原木、おが粉、菌床、及び子実体に含まれる放射線の測定検査を実施することで、安全・安心なきのこ生産を支援します。

- ・ 本市の「いわきのめぐみNavi」では、市内の生産者等の情報を発信するほかSNS等によるきのこ類等の魅力を発信することで、消費拡大を図ります。
- ・ 広葉樹林再生事業などを活用し、広葉樹の計画的な再生に取り組みます。



菌床椎茸いわき菌床椎茸組合「いわきゴールドしいたけ」



(2) 野生きのこの安全性に係る広報

- ・ 県と連携しながら、野生きのこ等で放射性物質濃度が基準値を超えているものについては、摂取・出荷の制限に係る情報を広報する一方、放射性物質濃度が基準値よりも低いものについて、摂取・出荷制限の解除に係る情報の広報を随時行います。
- ・ 消費促進に向けた取組として、本市のいわき見える化プロジェクト「魅力アップ！いわき情報局」のホームページ上で、いわき市の食品の出荷・摂取の制限について随時最新情報を発信します。

第2節 【基本方針2】自然・環境との共生

基本施策Ⅰ 持続可能な森林経営の推進

【施策の方向性】

森林の循環利用（伐って、使って、植えて、育てる）の推進に向けて、地球温暖化対策として、流域治水に係る未利用資源の木質バイオマス等への有効活用や森林の有する多面的機能の発揮に向けた森林経営管理制度に基づく適切な森林整備・管理を推進します。

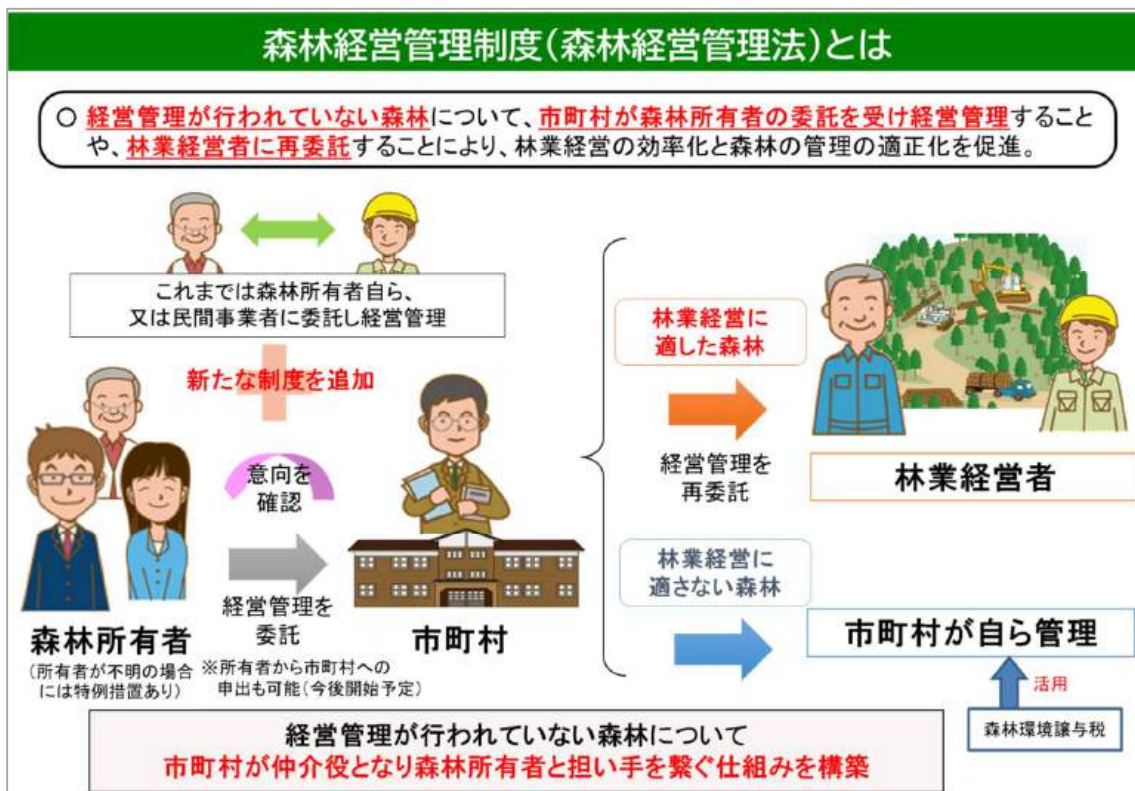
また、森林経営の持続性や環境保全への配慮等を目的とする森林認証制度の普及促進に取り組みます。

【課 題】

- ・ 地球温暖化対策の推進
- ・ 森林の手入れ不足（森林の経営管理）
- ・ 流域治水対策

【施策の展開（個別施策）】

- (1) 未利用資源の木質バイオマス等への有効活用の推進 ※再掲
 - ・ 林地残材の収集費用やチップ工場等への運搬費用を支援することで、木質ペレットやチップなどの、木質バイオマス等への未利用資源の有効活用を図ります。
- (2) 森林管理によるカーボンニュートラルの貢献 **重点**
 - ・ 森林経営管理制度による適切な森林整備を推進し、森林の多面的機能の維持・向上を図ることで、森林の二酸化炭素の吸収能力を高めて、温室効果ガスの排出削減等に貢献するなど、地球温暖化対策を推進します。
 - ・ いわき市森林組合をはじめとした林業、その他産業及び行政が連携し、森林由来のカーボנקレジットの創出を軸とした取組を推進することで、持続可能な森林経営の確立及びカーボンニュートラル社会の実現に向けた取組を推進します。
- (3) 森林経営管理制度の推進 **重点**
 - ・ 森林経営管理制度では、経営管理が行われていない森林について、本市が森林所有者の委託を受け経営管理するほか、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を推進します。
- (4) 森林認証制度の普及促進 **重点**
 - ・ 市産木材の付加価値を高め、更なる利用拡大を図るとともに、森林の循環を促進するため、森林認証制度における認証取得に係る支援を図ります。



基本施策Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮

【施策の方向性】

山地災害の防止、水源涵養機能、木材の生産など、市民の安全・安心に直結する森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全を確保し、健全な森林資源の維持造成を継続的かつ計画的に推進します。

【課 題】

- ・ 森林の荒廃
- ・ 森林の持つ多面的機能の低下
- ・ 激甚化する自然災害への対策

【施策の展開（個別施策）】

(1) 多様な森林整備の推進

- ・ 造林補助事業や森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度等を活用し、健全な森林の育成のための下刈り、間伐、主伐後の再造林、育成複層林及び針広混交林などの多様で健全な森林への誘導に向けた効率的な整備を推進するための支援を図ります。

(2) 治山事業等の推進

- ・ 水源の涵養、土砂流出の防備等の多面的機能の目的達成に必要な森林を保安林に指定するとともに、保安林の適正な管理を推進します。
- ・ 山地災害の防止、水源の涵養、生活環境の保全等の多面的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備等を実施します。

(3) 森林病虫害等防除事業の推進

- ・ 松くい虫被害の拡大を防止するため、多面的機能の高い松林を対象として、薬剤散布の予防対策や被害木の伐倒・くん蒸の駆除対策を併せて実施します。
- ・ ナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシなど松くい虫以外の森林病虫害の被害については、国・県と連携し、被害動向を注視しながら被害拡大防止を図ります。



(4) 市有林の整備

- ・ 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能が将来にわたって十分に発揮されるようにするため、市有林の適切な整備を計画的に実施します。

(5) 適正な森林の管理

- ・ 県と連携しながら森林の巡視活動を実施し、森林の適正な管理に努めます。
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出により、本市における立木の伐採や造林の実施状況の的確な把握に努めます。
- ・ 森林において、事業者が開発行為を行うにあたっては、森林の有する役割を阻害しないように、県と連携しながら林地開発許可制度及び小規模林地開発制度の適正な運用に努めます。

基本施策Ⅲ 森林を育む心づくりの推進

【施策の方向性】

本市が有する豊かな森林資源を次世代に継承するため、森林の現状や重要な役割を広く市民に理解してもらう必要があることから、森林とふれあえる場の提供、市民参加による緑化活動、森林づくり活動や児童・生徒を対象とした森林環境学習などを行うことで、森林を市民全体で守り育てる意識の醸成を推進します。

【課 題】

- ・ 森林の多面的機能に対する市民の理解醸成
- ・ 市民参画による森林づくり活動の継続と定着

【施策の展開（個別施策）】

(1) 地域社会が一体となった森林づくりの推進

- ・ 環境問題等への関心の高まりから、市内のNPO、企業、地域住民等による森林づくり活動が行われています。このようなNPO等と連携して植樹、下刈り等の自主的な森林づくりを推進するため、支援していきます。
また、情報や活動の場の提供等に努めます。

(2) 人とみどりがふれあえる憩いの場の提供

- ・ 市民に安らぎと明日への活力を養う保健休養の場とすべく整備をした「石森山生活環境保全林」や「ときわ台生活環境保全林」のほか、市民が快適かつ安全に自然とふれあうような森林空間を形成するために整備をした「いわき健康とゆとりの森」など、市民の憩いの場の維持管理に取組みます。

(3) 森林環境学習の推進

- ・ 県の「森林環境交付金」を活用し、市内の小・中学校において、国・県・関係団体等と連携しながら、林業体験教室、植樹活動、森林・川・海の生物の観察等の森林環境学習を実施し、森林環境教育の充実を図ります。



(4) 森林づくり意識醸成活動の推進

- ・ 「水源保全基金」を活用し、ボランティア団体による自主的な森林の整備活動を支援することで、市民との協働・連携及び市民の森林づくり活動の継続・定着を図ります。
- ・ 県や関係機関と連携し、自然観察会や野外活動、森林づくり等を通して、一緒に学びながら森林の役割や大切さを伝えていく「もりの案内人」の育成・確保に努めます。
- ・ 「市役所出前講座」や「『いわき市豊かな森林づくり・木づかい条例』制定記念動画」等を活用し、土地や水の保全等、私たちの生活を支える森林の働きについて、市民の理解促進に努めます。
- ・ 森林・林業・木材産業を次世代に引き継いでいくため、関係団体の青年組織等、若い世代の意見収集に努めます。

第5章 振興プラン実現のために

第1節 振興プランの推進主体と役割

本プランの基本目標を実現するためには、森林所有者、林業関係者、市民及び市に期待されるそれぞれの役割を認識し、一体となって取組んでいくことが必要となります。

森林所有者に期待する役割

- 森林の有する多面的機能を十分に発揮するために、適切な森林の経営管理に取り組むことが期待されています。
- 地域の林業の活性化を担う一員として森林資源の健全な育成と供給が期待されています。

林業関係者に期待する役割

- 林業・木材産業関係団体は、県や市、関係団体相互の連携のもと、活性化に向けた積極的な活動の展開が期待されています。
- 森林の有する多面的機能やそれを管理する林業のはたらき、人や環境にやさしい木材等の利用促進について、市民への積極的なPRが期待されています。
- 地域の担い手として、複数の森林所有者をとりまとめ、合意形成が図られた森林を中心に施業集約化に取り組むことが期待されています。

市民に期待する役割

- 市民一人ひとりが森林とのかかわりを通じて、森林の持つ様々な機能や林業・木材産業の果たす役割の理解を深めることが期待されています。
- 本市の豊かな森林（もり）を将来にわたり、質の高い緑の資源として維持し、次の世代に引き継ぐために、森林ボランティアへの参加や地場産材の積極的な利用など、様々な形での「森林（もり）づくりへの参画」が期待されています。

市が持つべき役割

- 本プランについて、市のホームページ等を活用し、広く市民への周知や理解促進を図ります。
- 県、関係団体、市民、地域と連携を図りながら、本振興プランの施策の展開に従い、積極的に各施策の推進を図ります。

第2節 振興プランの進行管理

本プランの基本目標を実現するため、毎年度の行政評価システムのPDCAサイクル（計画Plan、実行Do、評価Check、改善Action）により見つかった課題や問題点についての改善や対策を、次年度の事業計画、さらには次期プランにつなげ、継続的に改善させながら、基本方針の推進を図ります。

また、各施策の進捗状況の確認と実施した事業の成果を評価し、次の事業への展開を改善することに併せ、本市の森林・林業・木材産業を取り巻く社会の変化などに対応していくため、国・県の動向や施策の展開等を本プランに反映させて、施策の見直し等を行いながら更なる推進を図ります。

ACTION

- 課題や問題点について、改善や対策を行う

PLAN

- 次年度の予算要求
- 目標達成のための具体的な計画の策定など



CHECK

- 振興協議会による庁外評価

DO

- プランに基づく毎年度の事業実施など

資料編

資料編

1 統計資料

(1) いわき市における保有形態別森林面積（単位：ha）

保有形態		総面積	うち人工林
国有林		30,704	18,968
民有林	県有林	1,646	1,521
	市有林	1,595	940
	財産区有林	2,739	1,852
	私有林	50,953	27,735
	機構・公所有林	718	686
合計		88,355	51,702

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

(2) いわき市の主要な林産物生産量（単位：kg、t）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
木炭(kg)	2,770	2,750	3,050	3,960
乾しいたけ(kg)	870	2,260	13,591	2,220
生しいたけ(t)	1,259	1,358	1,349	1,491
なめこ(t)	276	311	325	328

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

(3) いわき市における林業就業者数（単位：人）

年度	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
林業就業者数	248	287	338	323	276

出典：令和2年国勢調査

(4) いわき市における林道舗装率（単位：m、％）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
林道延長(m)	595,510	595,746	595,757	595,757
うち舗装延長(m)	209,815	212,415	213,379	214,046
舗装率(%)	35.23	35.66	35.82	35.93

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

(5) いわき市内の簡易間伐作業道開設支援状況（単位：本、m）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開設本数(本)	43	28	30	16	25
開設延長(m)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

出典：いわき市林業振興課資料

(6) いわき市における高性能林業機械保有状況（単位：台）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保有台数	46	46	57	103

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

※令和6年度（令和5年度）より集計方法が変更され、事業体の回答数が増加したことにより対前年比大幅増。

(7) いわき市における素材供給量（単位：千 m^3 ）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
素材供給量	333	377	295	303
うちいわき市産材	183	168	217	195
うち輸・移入材 （うち外材）	149 (74)	209 (192)	77 (58)	108 (72)

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

：2023年（令和5年）木材需給と木材工業の現況

(8) いわき市における素材需要量（単位：千 m^3 ）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
素材需要量	308	370	269	283
うちいわき市産材	206	146	165	174
うち外材	74	192	58	72
うち市外移出量	28	32	46	37

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

：2023年（令和5年）木材需給と木材工業の現況

(9) いわき市の民有林における松くい虫被害量（単位： m^3 ）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被害量	7,240	7,035	6,422	5,990

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

：いわき市林業振興課資料

(10) いわき市内の小・中学校における森林環境学習の実施校数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	16	18	19	20
中学校	19	20	19	23
合計	35	38	38	43

出典：「令和6年福島県森林・林業統計書（令和5年度）」（福島県）

2 前期プランにおける取組（個別施策）

第4期（前期）プラン

基本 目標	基本 方針	基本施策	個別施策（重点施策）
林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理	1 林業・木材産業等の振興	Ⅰ 地域林業の振興	森林所有者・森林境界線の特定（重点施策）
			林道等の整備（重点施策）
			簡易間伐作業道の開設支援（重点施策）
			素材の安定供給体制の充実（重点施策）
			林業就業者の確保・育成
			林業事業体の経営基盤強化
		Ⅱ 地域木材産業の振興	C L Tなど新技術の導入によるいわき市産木材の新たな需要拡大の促進
			公共事業等でのいわき市産木材の率先利用（重点施策）
			木質資源の安定供給の推進
			いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく協働の取組（重点施策）
	2 自然・環境との共生	Ⅲ 特用林産物の振興	未利用資源の有効活用
			木材利用の促進
			きのこ類等の振興
			特用林産振興施設等の整備に向けた取組
		Ⅰ 地球温暖化への対策	安全なきのこ生産に向けた取組
			消費促進に向けた取組
		Ⅱ 森林の有する多面的機能の発揮	野生きのこ等の摂取・出荷制限及び制限解除に係る広報の取組
			木質バイオマスの安定供給と利用推進
			地球温暖化の影響に対する適応策の推進
			放射性物質に汚染された森林の再生（重点施策）
		Ⅲ 森林を育む心づくりの推進	多様な森林整備の推進
			治山事業等の推進
			森林病虫害等防除事業の推進
			市有林の整備
		Ⅳ SDGs（持続可能な開発目標）への貢献	適正な森林の管理
			地域社会が一体となった森林づくりの推進
			人とみどりがふれあえる憩いの場の提供
			森林環境学習の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			いわき市豊かな森づくり・木づかい条例に基づく森林の循環利用の推進（重点施策）
			森林経営管理制度の推進（重点施策）
			森林認証制度の普及拡大

第5期プラン

基本目標	基本方針	基本施策	個別施策（重点施策）
林業・木材産業の成長産業化と森林資源の適切な管理	1 林業・木材産業等の振興	Ⅰ 地域林業の振興	森林所有者・森林境界線の明確化（重点施策）
			林道等の整備
			簡易間伐作業道の開設支援
			林業就業者の確保・育成（重点施策）
			林業事業体の経営基盤強化（重点施策）
			皆伐・再造林の推進（重点施策）
		Ⅱ 地域木材産業の振興	公共建築物や中高層建築物等でのいわき市産木材の率先利用（重点施策）
			木質資源の安定供給の推進
			木材利用に向けた販路拡大の取組（重点施策）
	2 自然・環境との共生	Ⅲ 特用林産物の振興	未利用資源の木質バイオマス等への有効活用 の推進
			きのこ類等の振興
			野生きのこ等の安全性に係る広報
		Ⅰ 持続可能な森林経営の推進	きのこ類等の振興
			野生きのこ等の安全性に係る広報
			未利用資源の木質バイオマス等への有効活用 の推進※再掲
			森林管理によるカーボンニュートラルの貢献 （重点施策）
		Ⅱ 森林の有する多面的機能の推進	森林経営管理制度の推進（重点施策）
			森林認証制度の普及促進（重点施策）
			多様な森林整備の推進
			治山事業等の推進
	2 自然・環境との共生	Ⅱ 森林の有する多面的機能の推進	森林病虫害等防除事業の推進
			市有林の整備
			適正な森林の管理
			地域社会が一体となった森林づくりの推進
		Ⅲ 森林を育む心づくりの推進	人とみどりがふれあえる憩いの場の提供
			森林環境学習の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進
			森林づくり意識醸成活動の推進

3 いわき市豊かな森づくり・木づかい条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第9条）

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策（第10条―第16条）

附則

森林は、木材の生産はもとより自然環境や国土の保全、水源の涵養、公衆の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、地域経済の発展と市民生活の維持向上に必要不可欠である。

また、近年、自然災害が激甚化・多発化し、国際的には持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組が広がりを見せており、災害の防止や循環型社会の形成に向けた人々の意識や行動が大きく変わりつつある中で、森林は、今後ますます重要なものとなってくる。

本市の森林は、その面積が市域の約7割を占め、人工林率が高く、適正に管理されていると認められた認証林が多いほか、戦後に造林された人工林は、活用の時期を迎えている。

しかしながら、本市の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、その状況の推移によっては、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、木材の重要性を改めて認識し、「植える、育てる、使う、植える」という森林の循環利用をしながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、市民等の協力の下、市産木材等の利用の促進に取り組む必要があることから、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市産木材等の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市産木材等の利用の促進に関する基本的な施策を定めることにより、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産木材 市内で生産された原木をいう。
- (2) 市産木材製品 市産木材を原材料として市内で製材された物及び当該物又は市産木材を原材料として市内で製造された物をいう。
- (3) 市産木材等 市産木材及び市産木材製品をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 森林の有する自然環境及び国土の保全、水源の涵

養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。

(5) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。

(6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。

(7) 木材産業事業者 原木の製材若しくは流通又は木材製品の製造若しくは流通の事業を行う者をいう。

(8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第3条 市産木材等の利用の促進は、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携並びに市民及び事業者（林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者を除く。第9条において同じ。）の理解及び協力の下に行われなければならない。

2 市産木材等の利用の促進は、本市の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び福島県と連携を図るよう努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の整備及び保全が図られるよう努めるものとする。

（森林組合及び林業事業者の役割）

第6条 森林組合及び林業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、委託を受けて行う森林の整備及び保全、人材の育成並びに市産木材の安定的な供給が図られるよう努めるものとする。

（木材産業事業者の役割）

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、市産木材等の流通の推進、人材の育成及び市産木材等の新たな用途の開発が図られるよう努めるものとする。

（建築関係事業者の役割）

第8条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成が図られるよう努めるものとする。

（市民及び事業者の協力）

第9条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能について理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策

（市産木材等の利用の促進に関する方針）

第10条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市産木材等の利用の促進に関する方針（以下この条において「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市産木材等の利用の促進に関する取組方針及び目標
- (2) 市産木材等の供給及び利用の確保に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市産木材等の利用の促進に関する事項

3 市長は、方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（市の建築物等における市産木材等の率先利用）

第11条 市は、市産木材等の利用の促進を図るため、自ら整備する建築物等において、率先して市産木材等の利用に努めるものとする。

（人材の確保及び育成）

第12条 市は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、木材を活用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する者の確保及び育成に努めるものとする。

（普及啓発）

第13条 市は、市民が木材を利用する意義を学ぶ機会の確保、市産木材等に関する情報の発信その他の市産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、児童及び生徒が森に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市産木材等利用促進月間）

第14条 市は、市民の間に広く市産木材等についての関心と理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用の促進を図るため、市産木材等利用促進月間を設ける。

2 市産木材等利用促進月間は、10月とする。

（推進体制の整備）

第15条 市長は、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携することができる体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

4 いわき市産木材等の利用の促進に関する方針

令和5年3月31日策定

令和7年4月1日改正

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）」第11条第1項に基づき定められた「ふくしま県産材利用推進方針（平成23年7月12日策定、令和4年4月18日改正。以下「県推進方針」という。）」に即して、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例第10条第1項及び法第12条第1項に基づき、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市及び市以外の者が整備する公共建築物における木材の利用の目標、市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項等を定めるものである。

1 用語の定義

この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 「公共建築物」とは、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物のほか、市以外の者が整備する学校、社会福祉施設等公共施設に準ずる建築物をいう。
- (3) 「市産木材等」とは、市内で生産された原木及び市産木材を原材料として市内で製材された物及び当該物又は市産木材を原材料として市内で製造された物をいう。
- (4) 「地域材」とは、市内で製材、加工され、流通している木材のことをいう。なお、木材の生産地は問わない。
- (5) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (6) 「木質化」とは、建築物の新築、増築又は改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の室外に面する部分に木材を利用することをいう。

2 方針の趣旨

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民生活及び市民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

また、森林から生み出される木材は、加工時のエネルギー消費が比較的少なく、利用中は二酸化炭素を長期に貯蔵し、利用後も化石燃料の代替となる木質バイオマスエネルギーとして再利用できる持続可能な資源であり、2050年カーボン

ニュートラル※１の実現や持続可能で多様性と包摂性※２のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓ※３の達成に貢献する資材である。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、木の印象が建物への愛着や誇りを高めたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

本市の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、原木の安定供給体制の確立や加工流通施設の競争力強化などの木材需要拡大に向けた取組等への支援のほか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復興に向けてふくしま森林再生事業等で森林整備を進め、切れ目のない復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、人に優しく再生可能な資源である木材の利用をより一層推進する必要がある。

こうした中、平成22年に制定された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和３年10月１日付けで「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められ、建築物全般で木材の利用の促進を図ることとされた。

また、近年は、強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築構法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化やあらわしでの木材の利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における市産木材等を始めとする木材の利用を推進し、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域経済の活性化を図るとともに、震災からの復興・創生を着実に推進し更に加速させるため、いわき市豊かな森づくり・木づかい条例第10第１項及び法第12条第１項の規定に基づき本方針を定める。

【注釈】

※１：「2050年カーボンニュートラル」とは、2050年までに二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロにすることをいう。国は令和２（2020）年10月に「2050年カーボンニュートラル」を、福島県は令和３（2021）年２月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を、市は令和４（2022）年11月に「いわき市カーボンニュートラル」をそれぞれ宣言した。

※２：「包摂性」とは、誰一人取り残さないという考え方のことをいう。

※３：「ＳＤＧｓ（Sustainable Development Goals の略称）」とは、世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標のことをいう。「貧困」「保健」「エネルギー

ギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされている。

3 市が整備する公共建築物における市産木材等利用の推進

(1) 整備方針、基本構想又は基本計画における木造化・木質化の検討

市が整備する公共建築物は、施設毎に定める整備方針、基本構想又は基本計画（以下「基本構想等」とする。）に基づき建築するが、その策定前の各段階において施設の規模や用途、技術面や(4)に示す留意事項を考慮し、木造化による整備を関係者で検討する。検討に際しては、用途に応じて木造と他構造のハイブリッド構造も視野に入れながら、原則として木造化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館・美術館等内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については、木造化を促進する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

木質化についても同様の検討を行い、原則として木質化が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

これらの検討と併せて、木質ペレット等の木質バイオマスを燃料とする空調設備やボイラー等の設置について、既に導入されている施設の運用状況や維持管理上の問題点などを確認し、新たな設備機器の整備後に施設の運用上の支障がないことを十分に検討したうえで、可能な範囲内で整備が図られるよう、基本構想等を取りまとめるものとする。

(2) 市産木材等による木造化・木質化の実施

(1)により取りまとめた基本構想等において木造化・木質化すべきとした施設の整備については、原則として市産木材等を利用するものとし、基本設計・実施設計の段階においても(4)に示す留意事項を考慮するものとする。

また、設計・施工時において円滑な市産木材等の利用が図られるよう、建築物の設計・施工を行う関係者へ、市産木材等で供給可能な建築部材などの情報を提供するとともに、林業・木材産業の関係者へ、市産木材等の利用量や規格などの情報を提供するものとする。

なお、やむを得ない理由により市産木材等の利用が困難な場合には、地域材を優先的に利用するものとする。

(3) 木質バイオマスエネルギーとしての市産木材等の利用

(1)により取りまとめた基本構想等において木質バイオマスボイラー等を設置すべきとした施設の当該機器に係る燃料については、原則として市産木材等に由来する燃料を利用するものとする。

なお、やむを得ない理由により当該燃料が使用できない場合には、地域材に由来する燃料を優先的に利用するものとする。

(4) 木造化、木質化を図るための留意事項

公共建築物の整備において市産木材等を利用して木造化する場合、一般に流通している市産木材等を利用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体のコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物の整備に当たっては、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、市産木材等を始めとする木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、市産木材等を利用した木造化を図るものとする。

なお、木質化を図る場合も同様に取扱うものとする。

4 市以外が整備する建築物における市産木材等利用の促進

市は、法第6条第1項に基づき、建築物を整備する市以外の者に対し本方針を周知するとともに、市産木材等を利用しやすい体制を整備し、住宅、非住宅の建築物及び中高層建築物を含めた建築物全体について市産木材等の利用の促進に努めるものとする。

5 関係団体との連携及び市産木材等の安定供給体制の整備等

(1) 関係団体間の連携体制強化と安定供給体制の整備

市は、建築物における市産木材等の利用を推進するため、素材生産者、木材市場、製材工場、製品加工工場等を対象としたサプライチェーンの構築を支援するとともに、市産木材等の需給動向、価格動向、市産木材等の流通等の問題点とその対応策について、市内の林業・木材産業・建築業等の関係者を委員とするいわき市林業振興協議会（以下「協議会」という。）で協議し、安定供給の確保及び連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 木造建築物の設計及び施工に係る技術の普及推進

市は、建築物における市産木材等の利用を推進するため、中高層木造建築物の設計及び施工に関する知識及び技術を有する人材の育成支援や情報提供、建築用木材及び木造建築物の新たな技術等に関する情報提供に努めるものとする。

(3) 木材製造高度化計画の認定

市は、県より法第17条第5項に基づく意見の聴取があった場合には、協議会

の意見を聴き、森林法第10条の2第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、同意するものとする。

(4) 品質、性能が明確な市産木材等の供給体制の推進と強度等に優れた建築用木材の製造に係る技術開発及び普及推進

市は、品質や性能が明確な市産木材等の供給体制の整備に向け、乾燥材やJAS製材品、森林認証材の普及推進に努めるとともに、市産木材等を供給する事業者のJAS製材品や森林認証材の認証取得の促進に努めるものとする。

また、比較的大規模なものが含まれる公共建築物は長尺、大断面、木質耐火部材等が用いられることが多いため、強度、耐火性等に優れた建築木材の製造や構法などに係る技術開発の支援を行うとともに普及に努めるものとする。

6 建築物木材利用促進協定の推進

市は、市以外の者が建築主である「建築物における木材の利用に関する構想」又は「建築物における木材の利用の促進に関する構想」及びこれらの構想の達成に資するための市による情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定（以下「建築物木材利用促進協定」という。）の締結を推進するものとする。

なお、市は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、協定の内容、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名を市のホームページで公表するものとする。

7 建築物以外の市産木材等利用の推進

(1) 市が購入する備品等における木製品の利用

市が公共建築物に導入する備品、消耗品は、いわき市環境物品等調達方針の基準を満たす市産木材等を利用した木製品の導入に努めるものとする。

(2) 市以外が購入する備品等における木製品の利用

市は、法第6条第1項に基づき、市以外の者に対し本方針を周知するとともに、市産木材等を利用しやすい体制を整備し、備品、消耗品について市産木材等の利用の促進に努めるものとする。

(3) 公共土木事業等における市産木材等利用

市が実施する公共土木事業において木材を利用する場合は、建設業者に対して市産木材等を利用した技術や製品情報の提供を行い、市産木材等を優先的に利用するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用推進

市は、市以外の者が整備する建築物や民間住宅への木質バイオマスエネルギーを利用した設備の導入に関する積極的な情報提供を行い、木質バイオマスの利用拡大に努めるものとする。

8 市産木材等の利用促進に関する目標

公共建築物を木造化により整備する場合は、全使用材積の60%以上の割合、木質化により整備する場合は、全使用材積又は木質化全施工面積の60%以上の割合で市産木材等を利用することに努めるものとする。

9 新たな視点による市産木材等利用の推進

市は、市産木材等利用の更なる推進を図るため、広い視点から木材の新たな活用方法やその可能性について情報収集を行い、必要に応じて民間事業者等が行う研究開発の支援等に努めるものとする。

10 市民への普及啓発

市は、木とのふれあいを通じ、市民による取組に対する支援及び市産木材等の利用に関する意識醸成を図るため、児童、生徒などが木材製品に接する機会や木材による物づくりを学習、体験する機会を創出するなど、木育を推進するものとする。

また、市が開催するイベントや市産木材を利用した建築物等に関する情報発信などを通じて、市民の森林や林業、木材産業に対する理解の向上と市産木材等の利用に関する意識醸成に努めるものとする。

5 いわき市林業振興協議会関係資料

I いわき市林業振興協議会条例

昭和48年12月20日いわき市条例第76号
改正 昭和57年3月25日いわき市条例第18号

(設置)

第1条 林業及び山村の果たすべき多面的な機能の維持増進並びに林業生産活動の活性化を図り、地域林業及び山村の総合的育成に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、いわき市林業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査し、協議する。

- (1) 林業振興地域育成対策事業に関する事項
- (2) 林業構造改善事業に関する事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 森林組合その他農林業関係団体の代表者
- (2) 林業従事者の代表者
- (3) 農林業関係の青年、婦人組織の代表者
- (4) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- (1) 森林組合その他農林業関係団体の代表者
- (2) 林業従事者の代表者
- (3) 農林業関係の青年、婦人組織の代表者

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日いわき市条例第18号）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 改正前のいわき市林業構造改善事業審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定に基づき、委員として委嘱された者で昭和57年3月31日において在職しているものの任期は、改正前の条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

Ⅱ いわき市林業振興協議会 委員名簿

任期：令和6年2月20日～令和10年2月19日

No	条例第3条 の規定	関係団体等	氏名	備考
1	農林業団体 代表	いわき市森林組合 代表理事組合長	田子 英司	会長
2		いわき市農業委員会 委員	油座 盛明	
3	林業従事者	いわき市内団地共同森林施業 造林組合長連絡協議会 会長	松崎 正一郎	
4		専業林家	吉田 文枝	
5		常磐湯ノ岳生産森林組合 組合長	矢内 英司	
6		磐城林業協同組合 理事長	平子 作麿	
7	青年・ 女性代表	いわき市森林組合	野村 結	
8		福島県木材青壮年協会 いわき支部 理事	鈴木 謙司郎	
9	知識経験者	(株)荒川材木店 代表取締役社長	荒川 仁弥	副会長
10		(株)正木屋材木店 取締役	大平 祐子	
11		遠野興産(株) 取締役	中野 三保子	
12		(株)平木材市場 代表取締役社長	金田 俊彦	
13		いわき木材工業団地協同組合	滝口 敦	
14		平地区建築業組合 副会長	小森 良一	
15		一般社団法人福島県建築士事務所協会 いわき支部 支部長	平子 恵俊	
16		いわき市建設業協同組合 技術委員会 建設部会 建築分会長	作山 栄一	
17		いわき森林土木協会	大須賀 盛男	
18		東日本国際大学 副学長	福迫 昌之	
19		福島工業高等専門学校 都市システム工学科 准教授	丹野 淳	
20		林野庁 関東森林管理局 磐城森林管理署長	佐藤 智一	
21		福島県いわき農林事務所長	上野 徳夫	

6 市民意見募集（パブリックコメント）結果

- 1 案件名 いわき市森林・林業・木材産業振興プラン（第5期）
- 2 実施期間 令和7年12月8日(月)～令和7年12月22日(月)（15日間）
- 3 実施方法 (1) 市ホームページへの掲載
(2) 市役所本庁舎、各支所への備付け
ア 本庁舎 林業振興課（4階）、市民ロビー（1階）
イ 支 所 各支所の情報公開コーナー
- 4 実施結果 意見の提出はありませんでした。

7 振興プラン作成の主な経過

開催日等		会議等名	主な内容
令和6年度	1月	第1回林業振興協議会	現行プランの概要及び次期プランの策定スケジュールの説明
	3月	第1回作業部会	本市森林・林業・木材産業の課題や目指すべき方向性等について調査
		第2回林業振興協議会	現行プランにおける目標指標の達成状況の報告
令和7年度	5月	第2回作業部会	次期プラン（骨子案）についての調査及び検討（施策の基本体系及び今後の具体的な振興施策案）
		第1回庁内検討会議	
		第3回林業振興協議会	次期プラン（骨子案）の協議（施策の基本体系及び重点施策の設定等）
	8月	第2回庁内検討会議	次期プラン（素案）の調査及び検討（本文、目標指標の設定等）
	9月	第4回林業振興協議会	次期プラン（素案）の協議（本文、目標指標の設定等）
	10月	第3回庁内検討会議	次期プラン（素案※追加分）の調査及び検討（本文の第2章（第1節～第4節））
		第5回林業振興協議会	次期プラン（素案※追加分）の協議（目標指標における目標値の設定等）
	12月	パブリックコメント	市民意見（パブリックコメント）募集（12/8～12/22）
	1月	第4回庁内検討会議	パブコメ実施後の次期プラン（最終素案）の報告
	2月	第6回振興協議会	パブコメ実施後の次期プラン（最終素案）の報告
		プラン策定	
	3月	記者会見（プラン公表）	

8 用語解説

語句	意味
英数字	
C L T（直交集成板）	Cross Laminated Timber（JAS では直交集成板）の略称。ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。厚みのある大きな板であり、建築の構造材の他、土木用材、家具等に使用されている。
G空間情報	地理空間情報と同義。位置情報（いつ・どこで）に、様々な情報（何が・どのような状態か）を組み合わせた情報データのこと。
I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。情報の収集・処理・発信などの技術に加え、通信ネットワークを活用してデータやシステムを共有・活用する技術の総称。
S D G s （持続可能な開発目標）	平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成される。S D G s の目標 15 に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、森林そのものが様々な S D G s に貢献しているとされている。
あ行	
育成複層林施業	森林を構成する樹木を部分的に伐採し、その後植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林（複層林）を造成する森林づくりの方法。 ⇔育成単層林施業 森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、その後一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林（単層林）を造成する森林づくりの方法。
いわき市産木材等の利用の促進に関する方針	本市では、「いわき市豊かな森づくり・木づかい条例」第 10 条第 1 項に基づき、市産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「いわき市産木材等の利用の促進に関する方針」を令和 5 年 3 月 31 日に策定した。 本方針は、令和 3 年 10 月 1 日に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第 12 条の規定により、令和 4 年 4 月 18 日に改正された「ふくしま県産材利用推進

	方針」に即して、市内の建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市及び民間事業者等が整備する公共建築物における木材の利用の目標、市内における建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項を定めている。
いわき市豊かな森づくり ・木づかい条例	本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による地域経済の活性化や、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的として令和3年4月1日に施行した条例。
磐城流域いわき地区林業 活性化センター	民有林・国有林を一体とし、幅広い関係者の参加・協力による多様な森林整備や森林環境保全並びに地域産木材の利用推進を図るための条件整備を推進し、森林・林業の活性化を図ることを目的に設置。市、森林組合、素材生産事業体、木材流通製材加工事業体等から構成される。 令和元年度より、同センターが事務局となり「いわき市持続可能な森林・林業推進会議」を設立し、伐採搬出から輸送におけるコスト削減等の課題解決に取り組んでいる。
ウッドショック	新型コロナウイルスの蔓延によって、木材の価格が高騰している状態（木材の需要と供給のバランスが崩れた状態）を表した言葉。 日本では2021年3月から表面化した。
ウッドチェンジ	木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動。
エリートツリー	地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。
か行	
皆伐・再造林	本格的な利用期を迎えた人工林に関して、将来にわたる公益的機能の持続的な発揮や、資源の循環利用のため、主伐後の再造林（伐採された人工林の跡地などに、再び木を植えること）を確実に実施することが重要。
化石燃料	動植物の死骸等の有機物が長い年月をかけて変質し、今日燃料資源として採掘されている物質の総称。石炭、石油、天然ガス等が該当する。
カーボンニュートラル	石炭や石油、天然ガスなどの炭素（C＝カーボン）を含む化石燃料の燃焼により発生する二酸化炭素（CO2）は温室効果ガスと言われ、昨今の気候変動の大きな要因となっ

	ている。このようにして排出された CO2 を、地上や海の植物が吸収することによる炭素固定や、地中に埋めるといった新技術、排出権取引などで相殺し、実質的にゼロの状態にすること。
川上、川中、川下	林業と木材関連産業には、様々な主体が関わっている。川上に位置する者として素材生産分野の森林所有者や林業経営者、川中に位置する者として木材加工分野の製材・合板・チップ等の加工業者、川下に位置する者として建築分野の工務店・住宅メーカー等の需要者が存在する。
間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定	東京都港区では、森林の二酸化炭素吸収量を増加させ、地球温暖化防止に貢献することを目的として、港区内の公共施設、民間施設等での木材の使用を促し、その使用量に相当する二酸化炭素の固定量を認証する「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」を導入し、これに基づき、木材供給の安定化並びに供給する木材の合法性及び森林の持続性を保証することを目的として、港区と本市の間で平成 29 年 10 月 20 日に締結した協定。
きのこ原木	原木椎茸を栽培する際に種菌を打ち込む原木。
菌床椎茸	おが粉に米ぬか等の栄養源を加えて固めたものに種菌を接種し、空調設備等を備えた施設内において菌を蔓延させた椎茸。このほか、原木に穴をあけて種菌を打ち込み、自然環境下において菌を蔓延させる原木椎茸がある。
グリーン成長（戦略）	2050 年までに日本でカーボンニュートラルを達成するために作成された国の政策。2021 年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、再造林等により森林の適正な管理を図りながら、建築物への木材利用等を推進し、引き続き林業・木材産業の成長産業化に取り組んでいる。
高性能林業機械	伐倒、枝払い、集積等の複数の作業を 1 つの作業機で行えるようにした機械の総称。
広葉樹林再生事業	停滞している広葉樹林の森林整備を進め、きのこ原木林等の再生と将来の安定供給に向けた広葉樹林の再生を行う事業。
国有林	国が保有する森林。

さ行	
再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができると認められたものであり、太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスがある。
サプライチェーン	商品が消費者に届くまでの原料調達から製造、物流、販売といった一連の流れ。
サプライチェーンマネジメント	サプライチェーンを統合的に見直し、全体の効率化と最適化を実現するための経営管理手法。
下刈り	植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に行われる。
指導林家	地域の模範と認められる林業経営を行う等の要件を満たし、都道府県から「指導林家」として認定を受けた者。自らの林業経営活動や調査研究活動等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行っている。
市役所出前講座	市民の自発的な生涯学習活動を支援するため、市役所がかかわっている仕事を学習メニューとして取りそろえ、市職員が講師として「出前」をする講座。
集成材	一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を複数、繊維方向が平行になるよう集成接着した木材製品である。集成材は、狂い、反り、割れ等が起こりにくく強度も安定していることから、プレカット材の普及を背景に住宅の柱、梁（はり）及び土台にも利用が広がっている。
針広混交林	針葉樹と広葉樹が混じりあった森林。
人工林	植栽など人為的な造林によって成立した森林。
森林環境譲与税	喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期を踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされている。

	また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。
森林環境税	令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもの。
森林境界線の明確化	森林所有者の現地立会の下、境界（※所有権界）の測量を行い、作成した図面について、森林所有者への確認・合意形成の上、森林境界を明確にする作業。
森林組合	「森林組合法」に基づく森林所有者の協同組織で、組合員である森林所有者に対する経営指導、間伐や下刈り、伐採、植林等の受託、林産物の生産、販売、加工等を行っている。
森林経営管理制度	手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。
森林作業道	林業機械の走行を想定。
森林就業者	国勢調査において、「林業」に分類される事業所に就業している者であり、造林や素材生産など現場での業務に従事する者のほか、事務的な業務に従事する者、管理的な業務に従事している者等が含まれる。
森林施業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。
森林認証制度	独立した第三者機関（認証機関）が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林または経営組織などを審査・認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する制度。森林認証制度は、森林管理を認証する「森林管理（FM：Forest Management）認証」と、認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」で構成されている。
森林の循環利用	「伐って・使って、植えて、育てる」という循環により森林資源を利用すること。
森林ボランティア	自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員のこと。

森林・林業基本計画	森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本法に基づき政府が定めた計画。森林及び林業に関する施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を明記。
森林・林業基本法	森林及び林業に関する施策について、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展の実現を図るのに基本となる事項を定めた法律。
森林・林業新規就業支援対策	就業ガイダンスや林業作業士研修、造林作業車の育成、山間部での定着に向けた導入研修等に必要な経費を支援する「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」、林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援する「緑の青年就業準備給付金事業」、高校生や社会人が森林作業を実践的に学ぶインターンシップ等の実施、林業グループの育成、山村地域で森林・林業を支える女性の活躍等を支援する「未来の林業を支える林業後継者養成事業」がある。
スマート林業	地理空間情報やＩＣＴ等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の飛躍的な向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする新たな林業の形。
施業集約化	森林整備の実施に当たり、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施すること。
た行	
多面的機能（森林の有する多面的機能）	森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」。
長伐期林	通常の主伐林齢（スギの場合 40 年程度）のおおむね 2 倍の林齢を超える林齢で主伐を行う森林。
特用林産物	食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

は行	
福島県森林環境税	福島県では、水源のかん養や県土の保全など、森林の公益的機能の重要性を踏まえ、県民全体で森林を守り育て、本件の豊かな自然環境や良好な生活環境を将来にわたって維持し、次の世代に引き継いでいくための財源として、平成18年4月から森林環境税を導入。 森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に広く活用している。
福島県森林・林業・緑化協会	森林・林業の再生を通じた復興の推進、林業担い手の育成・確保、県民参加の森林づくりや次代を担う青少年の育成等による緑化の推進に取り組んでいる。
ま行	
マーケットイン	商品の企画開発や生産においての消費者のニーズを重視する方法。
未利用材由来	間伐材、林地残材、製材等残材（製材工場等で発生する端材）、建設資材廃棄物（建築物の解体等で発生する解体材・廃材）
民有林	国有林以外の森林を指す。市有林、県有林、財産区有林等の公有林と個人、会社等が有する私有林がこれに相当する。（現況で森林面積を算定しているため、地目別の山林面積と異なっている。）
木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源の量を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のこと。その中で、木材からなるものを「木質バイオマス」という。
もりの案内人	森林整備や自然観察会等を通し、森林の重要性を人々に広く伝えるボランティアによる指導者。
ら行	
流域治水	河川区域だけでなく、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる地域において、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
林業アカデミーふくしま	令和4年度に創設された福島県の林業の未来を担う新たな人材を育成するための研修施設。
林業事業体改善計画	「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、林業事業者が雇用管理の改善と事業の合理化について改善する計画。都道府県知事に申請し、認定を受けた事業者は国有林野事業の入札参加が有利になるほか、「緑の雇用」による助成が受けられるようになる。

林業労働力確保支援センター	「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき都道府県から指定を受けた団体で、林業就業に関する相談や指導、林業雇用や求人等に関する情報の収集や提供等を実施している。
林地残材	伐採した丸太などを搬出した後に、間伐で林内に残された枝葉や根元、利用に不向きな小さな木材などを指す。
林道	一般車両の走行を想定した幹線。
林道専用道	大型の林業用車両の走行を想定。
路網（ろもう）	森林内にある公道、林道、作業道の総称。森林の整備・保全を適切に実施するとともに、林業の生産性向上を図るためには、路網と高性能林業機械等を組み合わせた効率的な作業システムの構築が不可欠。路網については「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」に大別し、それぞれの役割等に応じて適切に組み合わせた路網の整備を推進している。

第5期いわき市森林・林業・木材産業振興プラン
(令和8年度～令和12年度)

発行 いわき市 農林水産部 林業振興課

福島県いわき市平字梅本21番地

TEL : 0246 (22) 1181 (直通)

FAX : 0246 (22) 1129